

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

279

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和

提案団体

兵庫県、多可町、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

診療所の管理者は医師であることが求められており、管理者が療養等により一定期間不在となった場合、他の医師が管理者となる。
しかし、管理者には常勤要件があるため、診療時間内は当該診療所で勤務する必要があるが、当該診療所に勤務していない場合でも、管理者と代診医等とが常時連絡を取れる体制の整備を条件に、管理者の常勤要件を緩和すること。

具体的な支障事例

【現状】

医療法では、病院又は診療所の開設者は、臨床研修終了医師に病院又は診療所の管理をさせなければならないとされている。また、通知により管理者は当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であることから常勤であることとされている。原則、1人の医師が管理する診療所等は1カ所とされているが、例外として都道府県知事の許可がされた場合のみ2カ所以上の診療所の管理が可能となっている。

【支障事例】

本県の多可町のへき地診療所では、1名の医師(管理者を兼務)が診療を行っているが、当該医師が3週間程度の療養休暇となったため、近隣の市民病院(へき地支援病院)から代診医の派遣を要請することとなった。しかし、代診医の派遣が可能であっても、3週間もの間管理者が不在では管理者が常勤であると言えないため休診すべきであると県から指導が入ったため、県から管理者兼任の許可を受け、町立の別の診療所の医師を管理者とすることで代診医の派遣を受入れることが可能となったが、当該管理者である医師の休診日である水曜日にしか開院できなかった。

【制度改正の必要性】

医師不足の中、医師が1人のへき地診療所も多いことから、今後こうした問題が多く発生する事が懸念される。また、こうした場合、へき地においては、診療所以外の他の医療機関に行こうとしても、遠方になり高齢者は受診をためらってしまうことも想定される。そのため代診医と常時連絡が取れる体制が確保できれば常勤ではなくても管理者となれるよう要件を緩和していただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

常勤の要件を緩和することでへき地診療所の休診を防ぐことができ、地域住民の医療の確保に資することができる。

根拠法令等

・医療法第10条、12条、医療法施行規則第9条

- ・平成5年2月3日厚生労働省健康政策局総務・指導課長連名通知
- ・昭和29年10月19日厚生省医務局長通知

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、いわき市、魚沼市、静岡県、田原市、長崎県、熊本市

○離島を多く抱える本県においても、医師不足の中、管理者の常勤要件の確保に苦慮しており、常時連絡が取れる体制の確保を条件に常勤要件を緩和していただきたい。

○【制度の必要性】

本市にもへき地診療所が1箇所存在しているが、当該診療所においては現在まで支障事例は生じていない。しかしながら、県内の他の2次医療圏のへき地診療所では以前から常勤医師の確保が極めて困難という話があり、本市のへき地診療所においても今後継続的に常勤医師が確保できる保証はないため、へき地地域の住民の医療の確保を図る観点から非常勤医師の管理者を認める特例要件を設ける必要性を感じている。

○本県のへき地診療所において、管理者の退職に伴う後任医師の確保や、避難地域の解除に伴う診療所の再開に当たり、管理者の常勤要件が大きなハードルとなっている。

診療所専従の管理者を確保することは困難な状況にあるへき地診療所においては、管理者の兼務許可だけでは必要な診療日を確保することができない状況も生じている。

○【支障事例】

市内4公立医療機関(病院、診療所)は、指定管理者制度により運営している。公立診療所の医師の高齢化により、後任の医師確保が喫緊の課題となっているが、へき地等の診療所への勤務を希望する医師がなく閉院の危機が迫っている。中核となる病院から代診医を交代で派遣することは可能であるが、管理者不在となる日に診療を行うことができず、開院日を縮小せざるを得なくなっている。

○【制度改正の必要性】

診療所医師の高齢化及び医師の退任により、後任の医師を確保することができず閉院を迫られる公立診療所が増えてくるのが危惧される。拠点となる医療機関から代診医を派遣し日々交代で診療を継続できる形が、今後の地方の医療を守ることとなる。そのため代診医と常時連絡が取れる体制が確保できれば常勤ではなくても管理者となれるよう要件を緩和していただきたい。

具体的には、愛媛県西伊予市の医療機関で行われているような特例措置を全国の医師確保に悩み存続の危機にある公立診療所に適用できるよう要件を緩和していただきたい。

○平成30年度当初に、準無医地区にへき地診療所の設置を目指しているが、医師1名(常勤管理者)で予定しているため、多可町同様の事例が生じた場合、へき地診療所の休診による地域住民の医療機関の利用に不便が生じることが懸念される。

そこで、代診医と常時連絡が取れる体制が確保できれば常勤ではなくても管理者となれるよう要件を緩和していただきたい。

○へき地診療所における常勤医の勤務条件については将来的に緩和することが必要であるとは考えているが、提案のように「代診医と常時連絡が取れる体制が確保できれば常勤ではなくても管理者となれるよう」としてしまうと、他の診療所との兼任も考えられてしまい、管理者としての責務を果たせなくなってしまうことになってしまうため、その管理者が勤務時間に重複がない状況等が確認されたものに限定して条件の緩和をすべきと考える。

各府省からの第1次回答

現行、診療所等の開設許可、管理者変更、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等に権限が移譲されている。

これまで、管理者の常勤性については、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」(平成5年2月3日付け総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務課長・指導課長連名通知)において、病院の管理者は常勤であることを求めており、また「管理者の常勤しない診療所の開設について」(昭和29年10月19日付け医収第403号厚生省医務局長通知)においても、「医療法第十条に規定する病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であるから、原則として診療時間中当該病院又は診療所に常勤すべきことは当然」としている。

医師の常勤については、「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」(平成10年6月26日付け健政発777号・医薬発574号厚生省健康政策・医薬安全局長連名通知)において、常勤医師の定義を定めているが、本通知は医療従事者の標準数の算出に当たっての「常勤」と「非常勤」の定義について定めているに過ぎず、管理者の常勤性について、細かく規定されているものはない。そのため、個別事例

の判断については都道府県等の判断によるものとしている。

ご提案いただいた「へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和」については、医師の地域間での偏在という課題に対応する上でも重要な論点と認識しており、この論点からは「管理者の複数管理の許可」についても論点となり得ることから、ご指摘の「管理者の常勤要件の緩和」の観点だけでなく「管理者の複数管理の許可」の観点と併せて、一体的に検討していく必要があり、今年度開催する厚生労働省の医師需給分科会において、検討を行う予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

医師需給分科会での検討に当たっては、へき地における医師確保が困難な現状を考慮し、遠隔治療と同様に管理者が医療機関に不在でも、ICT等の活用により管理者が当該医療機関に常勤しているとみなせる規定を検討し、平成29年度中に結論を出していただきたい。

なお、都道府県等は、平成10年6月26日付健政発777号通知を常勤性に関する根拠として許認可・指導に活用してきたが、当該通知が、従事者の標準数算出の定義に過ぎず、都道府県等の判断によるということであれば、医療機関等を指導するに当たって、参考となるような指針を教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

第一次回答において、医師需給分科会で検討を行うとあるが、提案団体の意見が反映されるよう、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 医師需給分科会における詳細な検討スケジュールを示していただきたい。
- 年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。
- 都道府県等が常勤性の判断をしてよい旨、通知で周知していただきたい。

各府省からの第2次回答

現行、診療所等の開設許可、管理者変更、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等に権限が移譲されている。

これまで、管理者の常勤性については、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成5年2月3日付け総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務課長・指導課長連名通知）において、病院の管理者は常勤であることを求めており、また「管理者の常勤しない診療所の開設について」（昭和29年10月19日付け医収第403号厚生省医務局長通知）においても、「医療法第十条に規定する病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であるから、原則として診療時間中当該病院又は診療所に常勤すべきことは当然」としている。

医師の常勤については、「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」（平成10年6月26日付け健政発777号・医薬発574号厚生省健康政策・医薬安全局長連名通知）において、常勤医師の定義を定めているが、本通知は医療従事者の標準数の算出に当たっての「常勤」と「非常勤」の定義について定めているに過ぎず、管理者の常勤性について、細かく規定されているものはない。そのため、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとしている。

ご提案いただいた「へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和」については、医師の地域間での偏在という課題に対応する上でも重要な論点と認識しており、この論点からは「管理者の複数管理の許可」についても論点となり得ることから、ご指摘の「管理者の常勤要件の緩和」の観点だけでなく「管理者の複数管理の許可」の観点と併せて、一体的に検討していく必要があり、具体的な範囲や条件等については今年10月に開催する厚生労働省の医師需給分科会において、検討を行い、平成29年度中に結論を得る予定である。また、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

6【厚生労働省】

(11)医療法(昭 23 法 205)

(ii)無床のへき地診療所における管理者の常勤要件の在り方については、関係団体からの意見を踏まえて検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

81

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準の見直し

提案団体

宮城県、三重県、広島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

常時在宅での介護を要する障害者が在宅での就労支援サービスを利用中に重度訪問介護等を利用できるようにすることを求める。

具体的な支障事例

常時在宅での介護を要する障害者が、在宅で就労支援サービスを利用する場合、その利用時間中に重度訪問介護等訪問系サービスを利用したときには、訪問系サービス事業者は通知(平成18年10月31日障発1031001号)により報酬を請求することができない。そのため、常時在宅での介護を要する障害者は就労系サービスと訪問系サービスのどちらかを選択することとなり、就労支援サービスの利用を断念せざるを得ない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

訪問系サービスの利用時間中に在宅の就労支援サービスを利用できるようにすることで、常時在宅での介護を要する障害者の就労や社会参加の促進に資する。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項(平成18年10月31日障発1031001号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

通所困難な障害者が就労支援サービスと同じ時間帯に、生活支援に関する訪問系サービスを利用することは、自立支援給付の二重給付になるため、認められていない。

なお、就労支援サービスを障害のある方に提供する場合は、在宅・通所の利用にかかわらず、就労支援サービス事業者が就労の機会や生産活動の機会のほか、その他必要な支援も行うこととなっている。

就労系障害福祉サービスにおいては、これまでも一定の要件の下、通所利用が困難で在宅による支援がやむ

を得ないと市町村が判断した利用者に対して支援した場合に、報酬の対象として認めることとしているところであり、こうした取組により在宅就労を推進したところであるが、更に促進するためにどのような対応が可能であるか、障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論を踏まえ検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、就労支援サービス事業所において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するにあたり、一定の要件を満たす場合に限り、報酬の算定が可能となっているが、これは在宅における就労支援サービスを認めるものであって、就労支援サービス利用時間中に生活支援に関する訪問系サービスを利用することは認められていない。

常時在宅での介護を要する障害者の在宅就労を推進するためには、障害者が在宅で普段と変わらない状態で安心して就労支援サービスを利用できるようにすることが重要であり、そのために在宅での就労支援サービスを利用する時間中の訪問系サービスの利用が必要である。

提案内容の実現に向けて、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、関係団体等へのヒアリング等を踏まえ、前向きに検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

通所困難な障害者が就労支援サービスと同じ時間帯に、生活支援に関する訪問系サービスを利用することは、自立支援給付の二重給付になるため、認められない。

なお、就労支援サービスを障害のある方に提供する場合は、在宅・通所の利用にかかわらず、就労支援サービス事業者が就労の機会や生産活動の機会のほか、その他必要な支援も行うこととなっている。

就労系障害福祉サービスにおいては、これまでも一定の要件の下、通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して支援した場合に、報酬の対象として認めることとしているところであり、こうした取組により在宅就労を推進したところであるが、更に促進するためにどのような対応が可能であるか、障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論を踏まえ検討したい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(iii)同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、常時介護を必要とする障害者の在宅での就労支援の在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

101

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

准看護師試験実施方法の見直し

提案団体

鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県知事が行う准看護師試験の事務について、委託可能機関を都道府県以外にも広げて委託実施できるよう見直しを行う。

具体的な支障事例

「准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも一回これを行う」、「准看護師試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置く」とこととされている。また、「准看護師免許の全国通用性を担保する観点及び問題作成事務の作業量を削減する観点から、複数の都道府県が共同で統一試験問題を作成することや、可能な限り同一日に試験を実施することが望ましい」とされており、現在、全国6ブロックに分かれて、各ブロックごとに同一日に統一試験問題で実施している。都道府県知事が行う准看護師試験の事務は、他の都道府県に事務を委託することが可能となっているが、どの都道府県も准看護師教育に精通した専門職員が配置されているわけではなく、臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況であり、8県が共同で問題作成を行っても事務負担は大きい。(当県の平成28年度の准看護師試験に係る時間外勤務実績は200時間を超えている。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託できれば、准看護師試験問題作成に係る事務負担が軽減される。

(例)

・公益財団法人社会福祉振興・試験センターは、「社会福祉士及び介護福祉士法」及び「精神保健福祉士法」により、3つの資格の指定試験機関並びに指定登録機関として、国家試験の実施と資格の登録事務を実施している。

・歯科衛生士国家試験の実施に関する事務は、歯科衛生士法第12条の4第1項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人歯科医療振興財団が実施している。

根拠法令等

保健師助産師看護師法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、福島県、群馬県、埼玉県、長野県、静岡県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

○准看護師免許及び試験は、保健師助産師看護師法第6条等により、都道府県知事の権限となっているが、准看護師に求められる知識、技能の水準については、地域ごとに異なるものではないため、試験に関して、専門の指定試験機関及び登録機関に委託することは、都道府県行政事務効率化に資すると思料する。

○当県においても事務負担の実情は同様である。

委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託できれば問題作成に係る事務負担が軽減できる。

○当県においても、臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況である。試験問題の精査については、秘密性保持のため通常業務と平行しては行うことが難しく、時間外に別室で行っている。このような中、試験精度を維持していくには無理があると考え。

しかし、仮に委託する場合、委託先・方法・内容・予算の問題など、ハードルは高い。いずれの場合においても、試験精度の維持の問題がある。

○当県においても、中国・四国ブロック(8県)に加入し共同で問題作成を行っているが、提案県と同様に臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況であり、担当職員の事務負担は大きい。

このことから、委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託できれば、准看護師試験問題作成に係る事務負担が軽減されるものと考え。

○本県においても、准看護師教育に精通した専門職員が配置されているわけではなく、提案団体同様、専門的な知識を問う試験問題の確認や調整を、臨床経験のない行政保健師や事務職員が行っている状況であり、問題精査のため、毎年度九州地区8県で、全問題の確認、修正作業を繰り返し計3回行っており、また、8県が集まって3日間にわたり問題の精査を行う会議を実施しているところである。

このような精査を行っているが、試験結果から問題の良否を判別する識別指数では、能力についての識別が優れていないと判断される問題が例年10問以上出ている状況であり、資格試験として適切な問題により可否を判断すべきであること、また、平均的な正解率が例年7割から8割と、平成15年4月3日付け医政発0403003「准看護師試験の実施に係る留意事項等について」における基本的な考え方で示されている問題の難易度(6割から7割)とかけ離れている状況が続いており、国民の生命、身体に関わる行為を行う准看護師の資格試験として適切な難易度を確保すべきであることから、准看護師教育の知識を有した専門機関に委託することが必要であると考え。

○東北各県とブロックを構成し、毎年調整県を決めて、試験問題の作成や実施に係る調整を行っており、同一日時に統一試験問題で実施している。

試験問題の調整については、ブロック内で担当科目を分担し、各道県での作成並びに担当科目に係る問題の審査・調整を行ったのち、調整県で全問を取りまとめ、再度、各道県での全問審査後、調整県での最終調整を行っている。

試験問題の作成にあたっては、行政職員が事務を担当しており、准看護師教育に精通した専門職員の配置はされていないことから、問題作成、内容確認・調整の事務負担は非常に大きい。更にブロック内での会議の際は、移動に相当の時間を要しているところ。

○本県においても、当該事務については事務職員や臨床経験のない行政保健師が担当しており、准看護師教育に精通した専門の職員ではない。

准看護師試験事務は、准看護師としての必要な知識、考え方等の習得状況を確認するための大変重要な事務であり、本県においても、担当職員が当該事務の執行に多大な時間を要している。

専門の機関に対し試験問題の作成等の委託を可能とすることは、当該事務のレベルを担保するための、効果的かつ効率的な手法と考える。

○本県においても准看護師試験の作成については近隣都県とともに統一試験問題の作成を行っている。

問題作成には、提案団体と同様に准看護師教育に精通した専門職員ではなく、行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っているのが現状であり、事務負担が大きい。

他の都道府県への委託は現実的ではないため、委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託することで、県の准看護師試験問題作成に係る事務負担を軽減できると共に、試験の質の担保が期待される。

各府省からの第1次回答

准看護師試験については、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い行うこととされており、また、同法第25条の規定により、試験の実施に関する事務をつかさどる准看護師試験委員を都道府県に置くこと、試験委員に関し必要な事項は都道府県の条例で定めることとされている。

「准看護師試験の事務の委託について」(平成 25 年 6 月 14 日付け医政看発 0614 第 1 号)において、准看護師試験の事務については、地方自治法に規定する事務委託の制度の対象であって他の都道府県に委託することができる旨を周知しており、平成 28 年度は全国 6 ブロックに分かれて試験が実施されたところであるが、ご指摘のとおり、外部団体に事務を委託できることとはなっていない。
今回のご提案に対応し、試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減するための准看護師試験の実施の在り方について、検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の早期実現に向けて検討いただきたい。
なお、「試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減するための准看護師試験の実施の在り方」について、いつ、どの審議会等(または新たに立ち上げる検討会等)で検討されるのか、検討に向けた今後のスケジュール等についてお示しいただくとともに、検討状況についても随時情報提供いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】
各都道府県内若しくはブロック内で対応に向けた検討など進めなければならないことも想定されることから、准看護師試験の実施の在り方に係る検討スケジュールや方向性などについて、情報提供いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

准看護師試験については、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 18 条の規定により、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い行うこととされており、また、同法第 25 条の規定により、試験の実施に関する事務をつかさどる准看護師試験委員を都道府県に置くこと、試験委員に関し必要な事項は都道府県の条例で定めることとされている。
「准看護師試験の事務の委託について」(平成 25 年 6 月 14 日付け医政看発 0614 第 1 号)において、准看護師試験の事務については、地方自治法に規定する事務委託の制度の対象であって他の都道府県に委託することができる旨を周知しており、平成 28 年度は全国 6 ブロックに分かれて試験が実施されたところであるが、ご指摘のとおり、外部団体に事務を委託できることとはなっていない。
今回のご提案に対応し、試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減できるよう、准看護師試験事務の在り方について、検討してまいりたい。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定) 記載内容

6【厚生労働省】
(10)保健師助産師看護師法(昭 23 法 203)
准看護師試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に事務を委託することを可能とする。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

106

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園等において過年度分保育料を遡及して変更する場合の徴収方法に関する規制緩和

具体的な支障事例

○行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収が可)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認定こども園等(幼稚園を含む)において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収できるようになり、利用者間の不公平さをなくすることができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、特定の場合の徴収事務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。

根拠法令等

児童福祉法第24条及び第56条第8項

FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問)

応諾義務について(案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども・子育て支援新制度説明会 配布資料)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、小牧市

○保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が徴収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が徴収できるようにすることで施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。

各府省からの第1次回答

保育所に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課されていること

を前提として、その確実な履行を担保するための手段として特別に付与された権限であり、市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。
また、仮に徴収権限を幼稚園等に対して拡大した場合には、滞納された幼稚園の利用料について、新たに市町村が対応する必要があるなど、市町村に追加的な事務負担が発生することから、市町村間での十分な合意形成、各市町村における実施体制の整備が不可欠である。
なお、提案理由にあるような、行政側の事情により過年度の利用料を遡及して徴収する必要が生じた場合には、市町村が直接保護者に対してその旨を丁寧に説明し、対応することが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童福祉法第24条第2項で、全ての認定こども園に保育の確保義務があるにもかかわらず、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業のみに、児童福祉法で市町村による代行徴収権が付与されているのは不合理である。
幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、市町村が利用料を決定していることから、市町村の都合等で遡及徴収すべき事案が生じた場合、施設型給付を受ける施設等について、例外的に市町村が徴収を行うことは合理性を欠くものではなく、保護者にとっても市町村が徴収の際に説明する方が理解しやすい。
市町村の事務負担については、本市の平成28年度実績が19件であり、事務量の増加による負担は軽微と想定している。また、遡及徴収事案について、実際に直接徴収を行うかどうかは各市町村が判断できるよう制度設計を検討することで、市町村の事務負担増の懸念に対応できると思料する。
今回の提案は、税更正や事務的な算定ミスによって過年度分保育料を遡及徴収すべき事案が生じた場合に、保護者や施設に負担を掛けまいよう、市町村の判断により、例外的に、当該保育料を市町村が保護者から直接徴収できるよう、具体的には、以下のとおり要望するものである。

1. 認定こども園(全種別)、地域型保育事業、幼稚園について、例外的に、市町村が保育料を直接徴収できる権限を付与。
2. 1の実施を優先的な要望として、以下の手法も検討されたい。

幼稚園及び幼稚園型こども園等にも市町村に代行徴収権限を付与するとともに、既に代行徴収権限がある類型を含め、市町村が代行徴収を行う際の施設側の徴収努力要件を、市町村の判断で免除あるいは緩和が可能とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○市町村による代行徴収権限が、児童福祉施設(保育所及び幼保連携型認定こども園)に限られていることは、不合理ではないか。
児童福祉法第24条第5項及び第6項では、市町村に対し、保育所及び幼保連携型認定こども園における保育の最終的な実施等の義務付けがされているが、同条2項において、市町村は、保育を必要とする児童に対し、幅広く認定こども園や家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じる義務が課されており、あえて区分する必要があるのか。
待機児童が解消されていない事態に鑑みれば、最終的に公立施設で保育を行うことを保障する体制が完備されている訳ではなく、現下の待機児童問題が深刻な中では、最終的な保育の受け入れ先が、幼稚園型認定こども園や家庭的保育事業等となることは十分にありうる。市町村の代行徴収権限を、保育所及び幼保連携型認定こども園に限定する必要性がそもそも乏しいのではないか。
○上記に加え、幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、市町村が利用料の決定や施設型給付の支給を行っており、特に利用料は市町村が決定しているため、施設等に変更の余地がなく、利用料の変更も市町村に帰責している。このような市町村と施設等との関係を踏まえると、市町村が徴収を行うことは合理性を欠かないのではないか。
○さらに、特定教育・保育の提供が施設と保護者の間の直接契約に基づくものであることを踏まえても、施設及び保護者の同意や、施設から市町村への徴収事務の委託等を前提とすれば、市町村が徴収することは可能で

はないか。

○以上の諸論点をまず整理し、法制面、実務面から提案団体の支障を解消する方策を直ちに検討し、具体的な方針を示されたい。

○本提案の実現によって、市町村の徴収事務の負担が増加することが想定されるが、一律に市町村へ徴収権限を付与するのではなく、市町村が選択的に制度活用できるよう制度設計することで懸念は解消されるのではないか。

各府省からの第2次回答

幼稚園型認定こども園は、法的性格としては幼稚園と同じく学校であり、児童福祉施設でありかつ学校である幼保連携型認定こども園とは性格を異にするものであることから、幼保連携型に認められるものが、同様に幼稚園型に認められるものではない。

利用料の徴収権限は、児童福祉法第24条第1項に基づく保育の実施義務及び同法第2項に基づく保育の確保義務だけでなく、

①虐待のおそれのある子供など、保護者の自由意志に委ねては、その子供に必要な保育が提供されないと考えられる場合に、市町村が同条第4項に基づき行う保育の利用の勧奨や支援、また勧奨・支援を行ってもなお契約による保育の利用が困難な場合に、市町村が同法第5項に基づき行う措置入所や

②障害のある子供など、市町村の利用調整を経てもなお保育の利用が困難な子供に対して、市町村が同条第6項に基づき行う措置入所

の対象となっており、市町村が積極的に関与し、重い責務を負っている保育所や幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等に対して、当該施設における保育の履行を担保するため認められているものである。

児童福祉施設である保育所等とは異なり、幼稚園等については、市町村は上記の責務を負っていないことから、徴収権限を認めることは困難である。(なお、幼稚園については、市町村の保育の確保義務の対象からも外れている。)

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(6)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

(ii)市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が認定こども園において特定教育・保育(子ども・子育て支援法27条1項)を受けた乳児又は幼児の保護者が支払うべき額(子ども・子育て支援法施行規則(平26内閣府令44)2条2項1号。以下この事項において「利用者負担額」という。)の徴収事務に関与することについては、以下のとおりとする。

・行政側の事情により過年度の利用者負担額を遡及して徴収する必要がある場合、必要に応じて市町村が直接保護者に対して説明を行い、施設側による徴収事務の補助を行うよう、市町村に対して平成29年度中に必要な周知を行う。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

・市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務(児童福祉法56条7項及び8項並びに子ども・子育て支援法附則6条7項)の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

107

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園における障害児等支援にかかる補助制度を一本化する。

具体的な支障事例

○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。

○例えば、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人立の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助」が適用される。

また、幼保連携型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度の5/1現在に就園する子どもに対して補助がなされるため、例えば、次のような支障が生じる。

(例)5/3生まれの子どもは、5/2に2号認定になることから、5/1時点では私学助成の対象とならず、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けることができない。

○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設にとって大きな事務負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

補助体系の見直しを図ることで、事務作業の負担軽減につながる。

根拠法令等

多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要項
私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、福島県、川越市、新発田市、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市

○私立の認定こども園における障害児等支援については、子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促

進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。

○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設にとって大きな事務負担となっている。ついては、事業類型や子ども支給認定の区分を問わず、障害児へ統一した支援となるよう補助制度の一本化を提案する。

○本市においても、提案市と同様に私立の認定こども園における障害児等支援については、私学助成部分については都道府県へ、それ以外については市へ補助申請を行わなければならない、施設にとっても負担になっている。

○認定こども園での障害児等支援に係る財源措置を一本化し、分かりやすい制度構築が必要であると考えている。さらに居宅訪問型を除く地域型保育事業では公定価格における加算項目として財政措置されており、子ども・子育て支援新制度の財政支援の仕組みを共通化するという趣旨に鑑み、障害児等支援に係る財政措置は、公定価格における加算項目に一本化することが望ましいと考えている。

各府省からの第1次回答

特別な支援を必要とする子どもの受入れについては、従前、私学助成(特別支援教育経費)及び一般財源(従前の障害児保育事業)により財政支援を講じていたところ、これらの対象となっていなかった子どもについても適切に支援を行うため、子ども・子育て支援新制度の施行時に「多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)」を創設したという経緯から、認定こども園の類型や子どもの認定区分等によって適用される事業が異なる複雑な仕組みとなっていることは承知している。

しかしながら、既に一般財源化している部分があること、私学助成(特別支援教育経費)と多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)についても所管省庁や補助主体等が異なることなどから、事業の趣旨や経緯、支障の実態を踏まえながら、新制度全体の5年後の見直しを議論する際に、本件についても検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○認定こども園における障がい児支援の仕組みについて、次回の新制度全体見直しで検討を行う意向を示していただいたことは、今回の本市提案の趣旨を理解していただいたものとする。しかしながら、各施設における事務処理の負担など現状の課題を解決するため、新制度の見直し時期を待つまでもなく、できるかぎり早期に制度見直しを図っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

補助の統合等については、一次回答のとおり、新制度全体の5年後の見直しを議論する際に、検討を行うこととするが、提案団体の意見を踏まえ、今年度中に私学助成(特別支援教育経費)・多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)における認定方法の明確化や、私学助成における認定時期についてなど、運用改善に関する通知を発出することとしたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(25)私立学校振興助成法(昭50法61)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)(私立学校振興助成法施行

令(昭 51 政令 289)4条1項2号ロ)による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)(子ども・子育て支援法 59 条4号)や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

163

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

感染症病床と結核病床の区分解消による結核入院体制の見直し

提案団体

山形県、青森県、宮城県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

結核は、平成19年に感染症法に組み込まれ、二類感染症として整理されているが、医療法においては、結核病床及び感染症病床に区分されたままである。近年、結核及び感染症病床の利用率が低下していることを踏まえ、両病床を一体として運営することができるように制度や取扱いを見直していただきたい。

具体的な支障事例

全国的に結核の低まん延化が実現しており、結核病床の利用率が減少していることから、病院が経営的に結核病床を維持できず、減床している傾向にある。
そのため、当県の二次医療圏内に結核病床を有する病院がなくなり、患者を別の医療圏へ長距離移送しなければならない。
病院から100km以上離れた地域の患者も多く、特に高齢患者では転院・移送等にかかる本人及び家族の身体的・精神的負担は大きい。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

結核患者が、各二次医療圏で指定を受けている感染症指定医療機関に入院することができるため、患者、家族等関係者の負担が軽減される。
また、結核病床及び感染症病床の有効かつ効率的な活用により、病院の安定的な経営にも寄与できる。
なお、結核は空気感染する疾病であるため、以前は、病院または病棟ごとの隔離により管理されてきたが、現在は、医療環境が整備され※、感染症病床において管理することが可能である。
※管理技術や設備の進展により、空調の独立化や陰圧維持などが可能となり、結果、感染対策が施されることから、病室単位での管理が可能である。

根拠法令等

医療法第七条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、川崎市、新潟県、豊橋市、愛媛県、沖縄県

○本県も、結核による入院患者が減少傾向にあること、国の通知に基づき、県内の結核患者の入院病床施設を必要数確保することが求められていること、結核病床施設に他の患者を入院することができないことから、結核入院病床施設の維持の費用が負担となっている。

また、費用負担のため、結核病床を減らしたい要望がある。

○本県においても結核患者の受け入れを休止した医療機関、一部休床せざるを得ない医療機関があり、二次医療圏毎に病棟を確保するのは困難になってきている。

多剤耐性結核など治療が困難で長期入院が必要となる場合に対応する結核医療の拠点となる病院は不可欠だが、一般的な結核医療においては、一般病棟内の陰圧設備などを備えた個室病床で対応可能と考えられることから、結核病床と感染症病床の制度の見直しは必要と考える。

○当県でも結核病床の利用率が減少しており、現在、結核医療体制のあり方を検討しているところ、結核患者の長距離の移送が課題となっている。

二次医療圏ごとに指定する第二種感染症指定医療機関において、感染症法に基づく結核患者の入院治療が可能となることにより、患者の移送距離が短縮され、患者及びその家族の負担軽減及び療養環境の向上につながるものとする。

○結核患者が年々減少する中、結核病床を保有している医療機関は、その保有自体が財政的負担となっている。

しかし、政策医療の確保、並びに沖縄県保健医療計画で定める結核医療に必要な基準病床を満たす必要がある。今後も安定的に結核医療が提供されるよう、早期に、第二種指定医療機関(感染症)と同様に、結核病床を有する医療機関への運営補助と、病床の有効活用等の支援策を拡充していただきたい。

○感染症予防ができる設備が整い、結核の治療ができる医師などのスタッフがいるのであれば、結核病床及び感染症病床の区分解消による効率的な活用により、患者、家族の負担軽減や病院の安定的な経営につながることから、有意義と思われる。

各府省からの第1次回答

平成28年11月に「結核に関する特定感染症予防指針」を改正し、

結核病床とその他の病床を一つの看護単位として治療を行うユニット化をすすめることを定めており、感染症指定医療機関による簡易陰圧装置等の整備を補助する結核病棟ユニット化設備整備事業と併せて結核病床の柔軟な運用に努めているところです。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

感染症指定医療機関による簡易陰圧装置等の整備を補助する結核病棟ユニット化設備整備事業と併せて結核病床の柔軟な運用を行うとともに、二次医療圏内の結核入院体制を確保し、遠方への入院に伴う結核患者本人の肉体的・精神的負担等を解消するべく、結核病床を廃止し、感染症病床に統一するよう制度を改正してもらいたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛媛県】

空調の独立化や陰圧維持などが可能な第二種感染症病床施設において柔軟な対応が可能となるよう、「結核患者」を「感染症患者」に見直すことを要望したい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

結核病床は病床区分上、原則、結核患者を入院させるものではあるものの、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第10条第5号の規定により、同室に入院させることによりウイルス感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないことを遵守できている場合において、結核患者を感染症病床に入院させることは可能である。

また、以上の内容について地方公共団体に平成29年度中に周知する。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(11) 医療法(昭 23 法 205)

(i) 結核患者については、同室に入院させることにより病毒感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院させないこと(施行規則 10 条5項)を遵守できている場合において、感染症病床に入院させることが可能であることを、地方公共団体に平成 29 年度中に通知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

175

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

業務管理体制の整備に関する事項の届出先は県(地域密着型は市町村)とされ、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業所の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合は、その時点で山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。

特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から経緯を聴取することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。

【支障事例】

当県において、不正請求等による指定取消処分に相当する可能性がある事案が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴聞と県による検査の日程を合わせるなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。

また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関与があったと認められた場合、連座制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への聴聞等が行われ、その結果によって処分する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

指定権限と指導・監督権限の一元化(中核市)により、迅速かつ適確な対応が可能となることで、サービスの質の向上や事務の簡素化、行政の効率化につながる。

根拠法令等

介護保険法 § 115の32、§ 115の33、§ 115の34

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森市、大阪府、鹿児島市

○審査においては、外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が明文化されておらず、事業ごとの指摘事項から基準を推測するしかない状況にある。そのため、事前に基準を考慮した事業構築が困難な状況となり、審査過程における指摘事項で何度も修正が必要となるなど、事務負担が増加するとともに、計画的な事業推進の妨げとなっている。

また、申請手続きについても明確な理由なく承認期限が何度も延長されるにもかかわらず、地方からの申請期限は厳守を要求されるなど、円滑な事務執行上過度な負担となっている。

○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に対応する事案が発生し、都道府県に対して業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。

迅速、適確な対応のため、業務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。

○介護サービス事業者への指導等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。

○本市においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図れると考える。

各府省からの第1次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。

・ 地方自治法第252条の17の2第1項

また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を中核市に移譲した場合、中核市が行う処分等に係る県との調整が不要になることによる事務の効率化や事業者に対する指導の一元化など、中核市が処理できるものについては、できるだけ中核市に移譲することにより、地域の自主性及び自立性を高め、二重行政の解消が図られるメリットがあると考えます。

○なお、本事務の移譲により、中核市において業務管理体制の整備届の審査事務等が発生するが、現行制度においても、同一市内でのみ地域密着型サービスを提供している事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を行っていることから、権限移譲による混乱は想定し難く、中核市へ本事務の移譲がなされても問題ないと考えます。

○また、地方自治法上の事務処理特例制度による権限移譲の手法では、複数の中核市を抱える都道府県においては同一都道府県内の中核市間で取扱いに差異が生じることが考えられること、都道府県と中核市間の合意形成に時間がかかるおそれがあること、体制的に事務の受入れが可能であれば、あえて事務処理特例により都道府県ごとに異なる取扱いをとる必要はないと思われることから、法改正による全国一律の対応を図るべきと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである。

【全国市長会】

手挙げ方式も含めた検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各省ヒアリングにおいて、各中核市において適切に業務を実施できるのであれば移譲する方向で対応するという旨の説明をいただいたが、今回、中核市から移譲について一定数の賛同意見を得られれば、中核市へ権限

を移譲する方向で対応いただけると理解してよいか。

各府省からの第2次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

5【厚生労働省】

(4)介護保険法(平9法123)

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

154

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市へ移譲

提案団体

金沢市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市に移譲する。

具体的な支障事例

中核市では、介護サービス事業者の指定・取消に係る権限を有してお、また介護サービス事業者への実施指導及び、地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者で、指定に係る全ての事業所が1つの市町村の区域に所在するものに係る業務管理体制の監督を実施しており、一定のノウハウもあるが、全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合(地域密着型(介護予防型)サービス事業のみを行う介護サービス事業者を除く)の業務管理体制の監督権限については、都道府県が有していることから、市内の介護サービス事業者の包括的な管理ができていない状況にある。

※現在、政令指定都市は全ての事業所が1つの区域に所在する場合の業務管理体制の監督権限を有している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

中核市においても、権限が移譲されることにより、一体的な管理体制の構築と事業者にとっての事務の軽減が図られることが期待されるとともに、迅速かつ適確な事業者への対応が可能となり、介護サービスの質の確保を図ることができると考えられる。

根拠法令等

介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、姫路市、鹿児島市

○すべての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の権限移譲については、支障がないと考えます。

【理由】

・本市は、既に県条例で権限移譲されており、当該業務について、実地指導や監査時において一体的に状況確認をしている。

・特に、処分を検討している事業所の法人に対して、組織的な関与等の確認が同じ担当でできるので、迅速に調査や判断ができた。

○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に対応する事案が発生し、都道府県に対して業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。

迅速、適確な対応のため、業務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。

○介護サービス事業者への指導等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。

○本市においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図れると考える。

各府省からの第1次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。

・ 地方自治法第252条の17の2第1項

また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

介護サービス事業者の指定・取消権限と指導・業務管理体制監督権限が一体的に付与されることにより、不適切事例に対する迅速かつ的確な対応が可能となるものと考えており、指定・取消権限と同様に、法改正により業務管理体制監督権限が移譲されることが望ましいと思われま

す。また、中核市においては、介護サービス事業者の指定・取消業務を行うための体制が整っていることから、業務管理体制監督権限の移譲を受けた場合においても、適切に対応することが可能な状況にあると考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである。

【全国市長会】

手挙げ方式も含めた検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各省ヒアリングにおいて、各中核市において適切に業務を実施できるのであれば移譲する方向で対応するという旨の説明をいただいたが、今回、中核市から移譲について一定数の賛同意見を得られれば、中核市へ権限を移譲する方向で対応いただけると理解してよいか。

各府省からの第2次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務について、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の17の2第1項）により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】

(4)介護保険法（平9法123）

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉

施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

49

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

業務管理体制の整備に関する事項の届出先は都道府県(地域密着型は市町村)とされており、中核市に業務管理体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業所の指定権限と一体的な運用が可能となるよう中核市への届出とする制度に改めることを求める。

具体的な支障事例

【現状】

中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指導・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合は、その時点で山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。

特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に関与していないことから、当該中核市から経緯を聴取することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。

【支障事例】

当県において、不正請求等による指定取消処分に相当する可能性がある事案が発生した場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担に考慮して中核市による聴聞と県による検査の日程を合わせるなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。

また、実際に当該処分を受けた事業所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な関与があったと認められた場合、連座制が適用され、別途、中核市による同一法人内の他事業所への聴聞等が行われ、その結果によって処分する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、処分の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

指定権限と指導・監督権限の一元化(中核市)により、迅速かつ適確な対応が可能となることで、サービスの質の向上や事務の簡素化、行政の効率化につながる。

根拠法令等

介護保険法 § 115の32、§ 115の33、§ 115の34

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森市、大阪府、鹿児島市

○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に対応する事案が発生し、都道府県に対して業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な関与を確認することとなったが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。

迅速、適確な対応のため、業務管理体制に係る権限を委譲し、指導・監督権限の一元化を図る必要がある。

○介護サービス事業者への指導等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行うことができることから、迅速かつ適確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。

○本市においても、指定権限と指導・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図れると考える。

各府省からの第1次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。

・ 地方自治法第252条の17の2第1項

また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を中核市に移譲した場合、中核市が行う処分等に係る県との調整が不要になることによる事務の効率化や事業者に対する指導の一元化など、中核市が処理できるものについては、できるだけ中核市に移譲することにより、地域の自主性及び自立性を高め、二重行政の解消が図られるメリットがあると考えます。

○なお、本事務の移譲により、中核市において業務管理体制の整備届の審査事務等が発生するが、現行制度においても、同一市内でのみ地域密着型サービスを提供している事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を行っていることから、権限移譲による混乱は想定し難く、中核市へ本事務の移譲がなされても問題ないと考えます。

○また、地方自治法上の事務処理特例制度による権限移譲の手法では、複数の中核市を抱える都道府県においては同一都道府県内の中核市間で取扱いに差異が生じることが考えられること、都道府県と中核市間の合意形成に時間がかかるおそれがあること、体制的に事務の受け入れが可能であれば、あえて事務処理特例により都道府県ごとに異なる取扱いをとる必要はないと思われることから、法改正による全国一律の対応を図るべきと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである。

【全国市長会】

手挙げ方式も含めた検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

各省ヒアリングにおいて、各中核市において適切に業務を実施できるのであれば移譲する方向で対応するという旨の説明をいただいたが、今回、中核市から移譲について一定数の賛同意見を得られれば、中核市へ権限を移譲する方向で対応いただけると理解してよいか。

各府省からの第2次回答

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務について、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の17の2第1項）により中核市に権限を移譲することが可能であることを、

地方公共団体に平成 29 年度中に周知する。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】

(4)介護保険法(平9法 123)

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設置者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(115条の32から115条の34)に係る事務・権限については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。また、当該権限を中核市に移譲することの必要性については、同制度の運用状況や中核市の意見等を踏まえつつ検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

178

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

ひとり親家庭等への学習支援に関する国庫補助体系の見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援の国庫補助制度について、両制度の対象者を一括して支援するため、ひとり親家庭の制度内容で補助制度を一本化する。

具体的な支障事例

地方で生活困窮家庭やひとり親家庭の学習支援を行う場合、それぞれの対象者数が少なく参加者の安定確保が困難な場合があり、制度ごとに事業を立ち上げることは非効率である。また、学習支援の対象の子どもを家庭の状況で限定する場合、貧困等のレッテル貼りになることが危惧される。

そのため、本県では市町村を主体として、対象者を限定せずに学習支援の実施を検討しているところ。

しかし、現行では、ひとり親家庭等への学習支援部分と、生活困窮家庭等への学習支援の部分とに国庫補助の制度が分かれており、それぞれの補助制度で実施主体が異なる(ひとり親家庭等の場合は市町村が実施主体、生活困窮家庭の場合は町村の部分については県が実施主体となる)ため、対象者を限定しない学習支援の一体的な実施をするときに、県と町村の間で契約内容の擦り合わせ等を行わなければならない。また、事業の実施方法や申請が異なっていることに加え、対象となる子どもの数を按分して適用しなければならないため、事務処理が煩雑である。

特に町村部ではひとり親家庭と生活困窮家庭とで、補助金の実施主体者が異なり、町村の意志がダイレクトに反映されにくい面がある。

【ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業)】

実施主体:市町村

補助内容:国 1/2、県 1/4、市町村 1/4(市町村へは間接補助) ※市町村は県へ申請し、県は国へ申請

対象:ひとり親家庭の子ども(必要に応じて養育者家庭の子ども)

【生活困窮者自立相談支援制度事業等実施要綱(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業)】

実施主体:県、市(福祉事務所設置地方公共団体)

補助内容:国 1/2、県 1/2(町村区域は県が直接実施)、国 1/2、市 1/2(市は直接実施) ※県で市分をとりまとめて国へ申請

対象:生活困窮世帯の子ども(生活保護受給世帯を含む)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

子どもへの学習支援は生活困窮家庭やひとり親家庭といった状況ごとに行うのではなく、必要とする子どもへ包括的に支援を行うことが地域全体の需要に沿うものである。

現行の2制度は実施主体や対象が異なるため、特に地方にとっては使い勝手が良くない面がある。ひとり親家庭等の補助制度の内容に一本化されることにより、住民に一番近い市町村が一体的に実施することができるようになるとともに、事務作業が効率化され、市町村の積極的な補助制度の活用につながり、結果として子どもの

居場所づくりの推進拡大につながる。

また町村としては事業の直接実施が可能となり、町村の希望する子どもの支援に繋がる。

根拠法令等

- ・ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱(子どもの生活・学習支援事業)
- ・母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱
- ・生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業)
- ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱
- ・平成 28 年 4 月 1 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課事務連絡「子どもの生活・学習支援事業に関する Q&A」問 1、2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山形県、栃木県、川崎市、石川県、静岡県、大阪府、徳島県、北九州市

○実際には、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の対象者には、生活が困窮するひとり親家庭も含まれていると考えられる。両事業の目的に全く相違がないならば一本化による推進の方が効率的だと考える。

○本県では、学習支援を含めた子どもの居場所づくりについて、ひとり親家庭に限定せず、運営する自治体に対して運営費を補助している。一方、現行の国庫補助制度では、補助対象となる運営費をひとり親家庭の児童数とひとり親家庭以外の児童数により按分せざるを得ないことから、事務の煩雑化に加え、当初見込数と実績数に乖離がある場合には補助額に変動が生じ、財源の見通しが不透明な状況となっている。このことから、ひとり親家庭に限らず、支援の必要な子どもが幅広く利用できる居場所の整備を支援することができるよう、現行の補助制度の見直しを要望する。

○厚生労働省では、ひとり親家庭の子どもを対象とした生活・学習支援事業と、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業に係る補助制度を設けているが、市町村からは、ひとり親家庭と生活困窮者を分けて支援することは難しいことや、支援事業を利用する子どもが貧困と結び付けられてしまうことが懸念される等の声がある。特に小規模な自治体では対象者などにかかわらず一体的に実施することが必要であり、地域の実情に応じた支援を必要とする全ての子どもを対象として実施できる制度が必要である。

○本県においても、事業の効率化の観点から、ひとり親家庭等生活向上事業による子どもの学習支援と、生活困窮者阿自立支援法による子どもの学習支援を一体的に実施している自治体が多い。その中で、郡部(町)での実施においては、両制度の実施主体が異なる(ひとり親家庭等の場合は市町村、生活困窮者自立支援法は市県)ため、町と県での事業計画の調整や経費按分などの事務が繁雑であり、時間を要しているのが現状。2年間一体実施してみて、やはり子どもの学習支援は、学校との連携や地域事情に応じた取り組みが重要であると感じることから、福祉事務所設置自治体よりは市町村主体の事業として見直した方がよいと考える。

○本市では、現在ひとり親家庭の子どもへの学習支援については、現行の 2 制度は採用していない。それとは別に文部科学省の補助事業の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」による原則無料の学習支援「地域未来塾」を採用している。この事業は、「地域の中学生・高校生」を対象としており、結果として、ひとり親家庭の子どもも含んだ形で学習支援を行えている。現行 2 制度は、ひとり親家庭の子どものみを対象とすることで、対象者が少数に限定されてしまい、事業として成り立たない可能性があるため、市町村が活用しづらい制度となっているように感じている。

○提案県の意見に賛同する。現在、市町に対し事務処理特例条例による権限移譲を受けるかどうか、意向確認を行っているところであるが、複数の市町から、同意を得られていない状況である(最終意向確認は8月末を予定している)。最終意向確認において、全市町の意向が同意と不同意と分かれた場合の対応として、「①全市町分を県で処理する」/「②同意をとれていない市町分のみ県で処理する」のいずれが適当であるか、検討を行う必要があるが、①②ともに、県における事務量にみあった人員配置が課題であると共に、②とすることについて、一部の市町から、同一事務の取り扱いが市町によって異なることは適当ではないとの意見も上がっている。

各府省からの第 1 次回答

○ひとり親家庭の子どもへの学習支援は、親との離別・死別等によるひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、進路相談や学科指導等を行うものである。また、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習習慣の定着等の学習支援に加え、地域の実情に応じて食事の提供を行うことも可能としている。

○一方、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援は、生活困窮世帯の子どもの対象として、単に勉強を教えるためだけでなく、社会性の育成や居場所づくり、親への養育支援などを通じて、将来の自立に向けた包括的な支援を実施するものである。

○このように各事業及びその対象者の切り口が異なっており、個々の対象者の特性に応じ、それぞれ事業を展開していただくものであるが、その実施に当たっては子どもの状況に応じたきめ細かな対応を図り、各担当が連携して効果的・効率的に事業を進めていただきたいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○ひとり親家庭と生活困窮世帯とで事業の切り口が異なっているとしても、実際に学習支援を行う場合、その支援内容は学習習慣の定着や学力向上などほとんど共通している。

○なお、平成28年4月1日付の事務連絡「子どもの生活・学習支援事業に関するQ&Aの送付について」においても、ひとり親家庭以外の子どもも含めて実施することは差し支えないとされており、適切な配慮をしたうえで一体的に実施することは十分可能である。

○また、本県は小規模町村が多く、子どもの参加しやすさや、実施体制の確保の上でも、一体的に実施することで、より効果的かつ効率的に実施できる。

○以上のことから、子どもの状況に応じたきめ細やかな対応を図るには、制度が分立した状態で各担当が連携するよりも、制度を一本化して実施する方が望ましいと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

個々の対象者の特性に配慮する必要があるものの、対象者を家庭状況で限定することは、貧困等のレッテル貼りになり、子どもが参加しづらいことが危惧されるため、事業を躊躇する市町が多い。

効果的・効率的に事業を実施するためには、子どもの家庭状況に関わらず、支援を必要とする全ての子どもを対象として実施できる制度が必要であるため、補助制度の見直しを再度要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

○ひとり親家庭の子どもへの学習支援と生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業については、それぞれ趣旨・目的が異なるものであり、子どもが置かれている状況・課題が異なることから個々の事業として実施しているものである。

○前者については、ひとり親家庭の子どもが親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれ、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくいといった特殊な状況から生まれる特有の不安やストレスに配慮する観点から、基本的な生活習慣の習得や生活指導を行いつつ、学習習慣の定着等の学習支援等を行うものであり、それらを通じて、子どもの生活の向上を図るものである。

○他方、後者については、生活困窮世帯の子どもが、高校進学希望があるものの学習の場がない、勉強・高校卒業・就労等の意義が感じられないといった学習面での課題、家庭に居場所がない、生活習慣や社会性が身につけていないといった生活面での課題を抱えるとともに、親が子どもへの養育に対し知識・関心が薄いといった家庭の課題に対応するため、子どもに対し、単に学習支援のみならず、居場所づくり、日常生活の支援を行うとともに、親に対し養育支援を行うなど、世帯に対する包括的な支援を行うものであり、それらを通じて、子どもの将来の自立による生活困窮からの脱却を図るものである。

○このように、それぞれの事業は、子どもが置かれている異なる特殊な状況・課題に配慮等がなされた上で実施されており、そうした特殊な状況・課題を考慮した学習支援以外の取組もなされている状況を踏まえれば、学習支援が共通しているからといって事業の一本化を図ることは、適当ではない。

○事業の一本化については上記のとおりであるが、両事業の一体的実施については、既に取り組まれている自治体の例もあることから、実施主体が県と町村で異なる例の他、ひとり親家庭と生活困窮世帯以外の家庭の子どもも同じ場に受け入れている例も含め、一体的実施に関する事例の収集・分析を行い、好事例を全国的に周知することにより、効果的・効率的な推進を図ってまいりたい。

6【厚生労働省】

(23) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭 39 法 129)及び生活困窮者自立支援法(平 25 法 105)

生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業(生活困窮者自立支援法6条1項4号。以下この事項において同じ。)及びひとり親家庭等生活向上事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法 31 条の5に規定する母子家庭生活向上事業及び同法 31 条の 11 に規定する父子家庭生活向上事業並びに同法 35 条の2に規定する寡婦生活向上事業をいう。以下この事項において同じ。)のうち子どもの生活・学習支援事業を一体的に実施する場合については、効果的・効率的に事業を実施するため、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業とひとり親家庭等生活向上事業の実施主体が異なる場合等の事例把握を行った上で、効果的・効率的な事務の実施に参考となる情報を、地方公共団体に平成 30 年中に周知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

187

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施要件の緩和及び家庭生活支援員の登録要件の弾力化

提案団体

奥州市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の「家庭生活支援員」について、ファミリー・サポート・センター事業における援助会員を「家庭生活支援員」としてみなすことを可能とする等、登録要件を緩和するとともに、「子育て支援」事業の実施要件について、「家庭生活支援員の居宅」以外の場所でも実施ができるよう要件を緩和する。

具体的な支障事例

「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、ひとり親家庭等を対象として、家事、介護その他の日常生活の便宜とする「生活援助」や、保育サービス及びこれに附随する便宜とする「子育て支援」を行う事業である。

「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の主な実施要件として、「一定の研修」を修了した「家庭生活支援員」が「生活援助」及び「子育て支援」を行うこと、「子育て支援」は「家庭生活支援員の居宅」等にて行うことなどが実施要綱において定められている。

これに関し、次のような支障事例がある。

<支障事例>

現在登録されている「家庭生活支援員」は高齢化が進んでおり、サービス希望内容に対応できる支援員が見つかりにくい状況である。「家庭生活支援員」になるには、事業実施主体が実施する「一定の研修」を受講しなければならないが、実施要綱に定められる研修が計 27 時間となっており、働きながら要件を取得しようとする者にとっては受講しにくい環境となっている。

また、「子育て支援」の実施場所については、「家庭生活支援員」の居宅等にて行うこととなっているが、現状では、遠方の家庭生活支援員宅まで依頼者が子どもを連れて行かなければならない状況にある。「家庭生活支援員」の居宅での預かりに抵抗があるという依頼者側の声もあり、利用を断念する要因になっている。

本市では、ファミリー・サポート・センター事業(以下、ファミサポ)を活発に活用しており、援助会員も多く登録されているところ。

ファミサポ援助会員が受講する研修と、家庭生活支援員が受講する研修の内容は酷似しており、ファミサポの援助会員を家庭生活支援員と同等と扱ってよいのではないかと考えられる。

また、「家庭生活支援員」の居宅でなくとも、家庭生活支援員と依頼者の合意があれば、子どもの状況に併せて別の場所でも実施してもよいのではないかと考えられる。

以上のような状況であるため、制度改革をお願いしたい。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・多くの利用者の年齢層に近い若年層の支援員の登録増加により、サービスの向上が図られる。
- ・増加傾向にあるひとり親家庭のサービス利用要望に速やかに対応できる。
- ・ひとり親家庭の修学等の自立促進のために必要な本事業が継続できる。

根拠法令等

ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

平塚市、海老名市、出雲市、北九州市、長崎市

○平成 28 年度の国要綱改正により、支援員の選定に当たっては、子育て支援に関する一定の研修と同等の研修を修了した者として実施主体が認めた者について支援員とすることができるようになったことから、本市では子育て支援員研修を受講した場合には、支援員とすることができるように取扱いを改めたところである。また、ファミリー・サポート・センター事業における研修受講者についても、本事業の支援員として認定することについても検討を行っているところである。また、子育て支援の実施場所としては、国要綱に準じて、支援員の居宅だけでなく、母子・父子福祉センターやこども文化センター等も対象としている。

○本市でも家庭生活支援員の高齢化が進んでおり、サービス希望内容に対応できる支援員が見つかりにくい状況である。「家庭生活支援員」になるには、事業実施主体が実施する「一定の研修」を受講しなければならないが、実施要綱に定められる研修が計 27 時間となっており、働きながら要件を取得しようとする者にとっては受講しにくい環境となっている。

○本市で現在登録されている家庭生活支援員も高齢化が進んでおり、奥州市と、全く同様の支障事例が発生しています。ファミリーサポート事業の援助会員を家庭生活支援員としてみなすことができれば、制度が利用しやすいものになると考えます。

○本市でも日常生活支援事業の家庭生活支援員の高齢化は進んでいる。子育て支援の実施場所は子どもも慣れた環境の方が良いと思われるので、支援員と依頼者の同意があれば支援員の居宅ではなくても良いと思われる。

○本市においても、支援員確保に苦慮しているところである。本市のファミリーサポートセンター事業における援助会員が受講する研修は、国の日常生活支援事業実施要綱で定める研修とほぼ同等であると判断しており、昨年度の国の要綱改正に伴い、本市においては、ファミリーサポートセンター事業の研修修了者を日常生活支援事業の支援員としての登録を認めている。なお、支援場所については、支援員の登録数が減少傾向にあること、市の規模に応じた十分な数の支援員が確保されているとは言い難いこと、利用者の負担等の事情を鑑みると、依頼者との合意にもとづいて、他の場所を利用できるよう検討すべきと思われる。

各府省からの第 1 次回答

家庭生活支援員の資格要件については、平成 28 年度より自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするように緩和しているところであるが、「子育て支援」に従事する場合には、子どもの安全確保等のために一定の研修(27 時間)を求めている。このため、ご提案のファミリー・サポート・センター事業の援助会員については、「生活援助」を行う家庭生活支援員として従事することは可能であるが、「子育て支援」を行うには、国が示す一定の研修と同等以上の研修を受講していることが必要と考えている。

また、「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」において、「子育て支援」の実施場所については

ア 家庭生活支援員の居宅

イ 講習会等職業訓練を受講している場所

ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所

とされており、家庭生活支援員の居宅に限定するものではなく、子どもの状況等を踏まえ、適切な場所で実施することが可能である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

○現在登録されている「家庭生活支援員」は高齢化が進んでおり、サービス希望内容に対応できる支援員が見つかりにくい状況である。「家庭生活支援員」になるために、事業実施主体が実施する「一定の研修」を受講しなければならないことは理解できるが、実施要綱に定められた研修は計 27 時間となっており、働きながら要件を取得しようとする者にとっては内容、期間等、受講しにくいものと考えられる。

○また、「子育て支援」の実施場所については、「家庭生活支援員」の居宅、講習会等職業訓練を受講している場所、児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所にて行うこととなっているが、家庭生活支援員と依頼者の合意があれば、子どもの状況に併せて別の場所で実施してもよいのではないかと考えられる。

○なお、本市では、ファミリー・サポート・センター事業(以下「ファミサポ」という。)を活発に活用しており、援助会員も多く登録されているところである。ファミサポ援助会員が受講する研修と、家庭生活支援員が受講する研修の内容は酷似しており、ファミサポの援助会員を家庭生活支援員と同等と扱ってよいのではないかと考えられる。
○このようなことからあらためて制度改正を検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「子育て支援の実施場所については、家庭生活支援員の居宅に限定するものではなく、子どもの状況等を踏まえ、適切な場所で実施することが可能である」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

ご提案のファミリー・サポート・センター事業(ファミサポ事業)の援助会員は、現行制度においてもひとり親家庭等日常生活支援事業(ひとり親事業)における「生活援助」を行う家庭生活支援員として従事することは可能である。一方で、ひとり親事業の「子育て支援」については、ひとり親家庭を対象とした支援であり、家庭生活支援員には、ファミサポ事業の対象である一般家庭に対する技能に比して、より一層の習熟が求められるため、すべての援助会員を「子育て支援」が可能な家庭生活支援員として扱うことは適当ではない。

具体的には、

- ・ファミサポ事業実施要綱に定める項目及び時間全てを満たした講習を受けた援助会員は、ひとり親事業の「子育て支援」が可能な家庭生活支援員として扱って差し支えないが、
- ・それ以外の援助会員(例えば、緊急救命講習のみを受講)については、そのように扱ってはならない、と考えており、ご理解いただきたい。

また、「子育て支援」の実施場所のうち、「ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所」については、例示されている施設以外にも「ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所」であれば柔軟に実施できるものである。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(22)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)

ひとり親家庭等日常生活支援事業(17条に規定する母子家庭日常生活支援事業及び31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業並びに33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。)については、以下のとおりとする。

・子育て支援の便宜を実施する家庭生活支援員については、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(子ども・子育て支援法(平24法65)59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)における援助を行う会員のうち講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、子育て支援の便宜を実施する家庭生活支援員に選定することが可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に通知する。

・子育て支援の便宜を実施する場所については、子育て支援の便宜を依頼した者の居宅での実施も可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成29年度中に通知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

195

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

精神医療審査会における開催・議決要件の緩和

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

精神医療審査会に当日出席できない委員について、医療委員 2 名を含む 3 名以上の委員が出席する場合には、事前に欠席する委員から意見を聴取することで議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。

具体的な支障事例

精神医療審査会での審査は、精神保健・精神障害者福祉法において 3 分野(医療、保健福祉及び法律)の委員 5 名で構成する合議体で行い、各合議体は医療 2 名以上、保健福祉 1 名以上、法律 1 名以上の委員で構成することとされている。

広島市では、委嘱している 20 名の委員(医療 12 名、保健福祉 4 名、法律 4 名)を 4 合議体に分け、年間の開催日程に基づいて各合議体を 2 ヶ月に 1 度開催している。

この審査会は、同法施行令で各分野 1 名以上の委員の出席が開催、議決要件になっているため、1 名しかいない分野の委員に欠席がある場合は、代替委員の確保または日程の再調整が必要となる。

欠席がある場合には代替委員の確保に努めるが、確保できなければ日程を再調整せざるを得ない。

各委員は本来業務のため、多忙であり、年間の開催日程に基づいて、時間を確保してもらっており、日程の再調整は困難である。

実際、平成 27 年度に、代替委員の都合がつかず審査会を延期し、各委員の日程を再調整した結果、14 日遅れで審査会を開催することとなった。(厚労省)精神医療審査会運営マニュアルでは、退院請求の審査結果通知は請求受理から概ね 1 ヶ月以内に通知することとされているが、当初通知を予定していた日から 14 日間遅れ、請求受理から 42 日後の通知となってしまった。

また、平成 28 年度には、1 名しかいない法律委員から審査会当日に急な欠席連絡が来たことがあった。この時は何とか代替委員を確保できたが、委員は極めて多忙なため毎回代替委員が確保できるとは限らず、審査会を延期せざるを得ない恐れがあった。

このように、迅速な審査に支障があり、審査は主として患者本人の症状に応じた医学的判断に基づいてなされるものであることから、医療委員 2 名を含む 3 名以上の委員が出席することを条件に、審査会に当日出席できない委員について、やむを得ない場合には事前に意見聴取し、その意見を十分考慮し議決するものとするので、議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

委員の急な欠席があった時でも予定通りに審査会を開催・議決できるようになることで、迅速な審査に資する。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条～第 15 条
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 2 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、滋賀県、京都市、熊本市

○【制度の必要性】

委員の協力もあり、これまで予定通りに審査会を開催してきたが、委員の急な欠席はいつでも起こりうるものである。提案市が述べているとおり、代替委員の確保及び日程再調整による審査会の開催は本市でも困難で、結局は次回審査会でまとめて審査という対応になると思われる。

迅速な審査のためにも事前聴取等で審査会が開催できるようにしていたきたい。なお、その際は過度に欠席委員の負担にならないように事前聴取等の確認事項等も配慮していただきたい。

提案市の意見に同意する。

○本市では委員の当日欠席は現在まで生じていないが、発生した場合、代替委員の確保は困難であり、開催が延期になる可能性が高い。

退院請求の件数は年々増加しており、退院請求の審査結果通知までの期間が延びている。審査会の延期による、通知の遅延を防止するためにも、円滑な審査会の開催ができるよう規制緩和を求める。

○本県においても、20名の委員（医療12名、保健福祉4名、法律4名）を4合議体に分け、各合議体を2カ月に1度開催している。委員の欠席時には可能な限り予備委員に出席いただく等調整を図っているが、急な委員の欠席時に対応するため、出席者には事前に資料を送付し、急遽欠席される場合には意見の聴取により出席とみなすことができるよう、規制緩和を求める。

○本県の審査会の委員は4合議体で20名の委員（医療分野12名、法律分野4名、保健福祉分野4名、1合議体につき毎月1回開催）と予備委員2名（医療分野）の合計22名であった。

これまでに、3名以上の委員が出席していたが法律又は保健福祉の分野の委員が出席しないまま開催してしまった審査会があった。このため、開催要件を遵守して会議開催しているところであるが、委員の調整がつかず会議開催を次回に送ったケースが平成28年度に2回あった。

平成29年度は、法律分野、保健福祉分野の予備委員を各3名増やし、急な欠席にも可能な限り対応するようにしているところであるが、退院請求等に迅速に対応するためには、提案の趣旨に沿った要件の緩和が必要である。

○精神医療審査会での審査は、精神保健・精神障害者福祉法において3分野（医療、保健福祉及び法律）の委員5名で構成する合議体で行い、各合議体は医療2名以上、保健福祉1名以上、法律1名以上の委員で構成することとされている。

本県では、委嘱している20名の委員（医療12名、保健福祉4名、法律4名）を4合議体に分け、年間の開催日程に基づいて各合議体を毎月1度開催している。

この審査会は、同法施行令で各分野1名以上の委員の出席が開催、議決要件になっているため、1名しかいない分野の委員に欠席がある場合は、代替委員の確保または日程の再調整が必要となる。

欠席がある場合には代替委員の確保に努めるが、確保できなければ日程を再調整せざるを得ない。

各委員は本来業務のため、多忙であり、年間の開催日程に基づいて、時間を確保してもらっており、日程の再調整は困難である。

また、平成27年度には、1名しかいない保健福祉委員から審査会当日に急な欠席連絡が来たことがあった。この時は何とか代替委員を確保できたが、委員は極めて多忙なため毎回代替委員が確保できるとは限らず、審査会を延期せざるを得ない恐れがあった。

○本県では、「法律に関し学識経験を有する者」（以下「法律家委員」という。）について、当日の欠席連絡により、定足数不足で開催した事案があった。

委員は多忙のため、再度審査会の日程を調整することは不可能であり、現在、法律家委員を1名増やすことを検討しているが、人材の確保に苦慮しているところである。

各府省からの第1次回答

適正な医療及び保護を確保するために、患者本人の意思によらない入院や隔離・身体的拘束等の行動の制限を行わなければならない場合があるという精神科医療の特殊性を踏まえ、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保する観点から、精神保健福祉法上、都道府県及び指定都市は精神医療審査会

(以下「審査会」という。)を設置し、精神科病院に入院している精神障害者の処遇や入院継続の適否の審査を行うこととされている。

そして、審査会の運営については、精神科医療の観点を中心としつつも、上記の審査会の制度趣旨を踏まえ、専門的かつ総合的な観点から入院継続の適否等の審査を行う必要があることから

・ 審査会において実際に審査を行う合議体は、①精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、②精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者、③法律に関し学識経験を有する者から構成し(精神保健福祉法第14条第2項)、

・ 合議体の開催及び議決に当たっては、①～③からそれぞれ一人が出席しなければならない(精神保健福祉法施行令第2条第8項)

とされている。

提案内容に関して、委員の日程調整が困難である状況は理解するものの、審査会は精神障害者の人権に直結する重要な判断を行うものであって政策立案のための審議会等とは性質が異なり、より厳格な運用が求められるべきである。今回の規制緩和を容認した場合には、医療・保健福祉・法律の各観点を踏まえた専門的かつ総合的な審査が担保されないこととなる。これは、審査会の制度趣旨を没却し、精神科医療の根幹を揺るがす人権問題を招きかねないものであるため、精神患者の人権擁護の観点から実現は困難である。

なお、迅速な審査は重要である一方、審査会の質の担保に代わるものではない。引き続き、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」平成12年3月28日障第209号障害保健福祉部長通知)のとおり、

・委員の事故等の場合に臨時に合議体を構成する予備的な審査会委員の活用や、

・審査件数に応じた合議体数の見直しなど

を通じ、法令に則った精神医療審査会の適正な運営徹底及び審査の迅速化をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、「審査会は精神障害者の人権に直結する重要な判断を行うものであって政策立案のための審議会等とは性質が異なり、より厳格な運用が求められるべきである」ということを認識した上で、現場が抱えている課題を解消するために提案したものである。

審査会は指定都市と県にそれぞれに設置されており、特に法律関係の委員は①本来業務が多忙であることや②他の自治体の審議会等の委員を務めていることが多いため弁護士会等の所属団体における人材が限られ、委員の確保は厳しい状況にある。

本提案は、こうした状況の中で患者の権利擁護の観点から迅速な審査機能が働くようにするため、事前に欠席となる委員から聴取した意見書を審査会に提出し、その意見を反映させた上で議決することで、議事を開催し議決することができるよう規制緩和を求めるものであり、再度、提案の実現をお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

提案内容に関して、特に法律関係の委員の確保は厳しい状況にあることは理解するものの、事前に欠席となる委員から聴取した意見書のみをもって、欠席委員が出席したと見なすことは困難である。

前回の回答のとおり、審査会は精神障害者の人権に直結する重要な判断を行うものであって政策立案のための審議会等とは性質が異なり、より厳格な運用が求められるべきである。また、対面による、専門的かつ総合的な審査が求められているのは、患者本人の意思によらない入院や隔離・身体的拘束等の行動の制限を行わなければならない場合があるという精神科医療の特殊性を踏まえ、医療・保健福祉・法律の各観点から、各専門家がその場で議論をし、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保する必要があるためである。

この点、ICTを活用したテレビ会議等であれば、その場で意見交換を行うことが可能であることから、精神医療審査会の開催の在り方として認めることは選択肢の一つとして考えられる。

このため、精神医療審査会の開催に当たって、ICTを活用したテレビ会議等を活用することについても検討する

ことが考えられる。なお、テレビ会議を実践する場合には、審査会の性質上、多くの個人情報扱うものと思われ、各自治体において、セキュリティ対策を講じた上で、個人情報保護条例等の関係規定に基づきながら、適切に運用される必要があると考える。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(13)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭 25 法 123)

精神医療審査会の開催・議決については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、テレビ会議等の活用を可能とすること等について検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

喀痰吸引等研修の見直し

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

喀痰吸引等研修について受講しやすい環境の整備を求める。

具体的な支障事例

喀痰吸引や経管栄養という医療行為は医師又は看護師であれば実施可能だが、介護現場では看護師が不足しており、医療的ケアを必要とする高齢者への対応に苦慮している。
介護職員等も、研修を修了し、都道府県による認定を受ければ、喀痰吸引等を実施することが可能となる。しかし、認定を受けるには計 50 時間以上の基本研修や 10 回以上の実地研修が必要であることから、多くの事業所で介護職員等が不足している現状では、事業者にとって時間をかけて職員に研修を受講させることは容易ではない。また、研修受講者数に対し、実地研修の協力利用者が不足しており、1 年以上経っても研修が修了しないというケースも散見されている。
そのため、介護福祉士養成研修と同様に基本研修に通信課程を設けるなど、介護職員等が研修を受講しやすい環境整備をお願いしたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

喀痰吸引等の医療行為を行うことが可能な介護職員等が増えることによって、当該医療行為を必要とする高齢者への対応の円滑化が図られる。

根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法附則第 10 条
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第 13 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、酒田市、福島県、川崎市、新潟市、府中町

○県内の介護事業所においても、介護職員等は不足している状況である。事業所からも「介護職員等に通学で 50 時間以上の研修を受講させることは大変である」といった声があったことから、通信課程を設けるなど、介護職員等が受講しやすい環境整備をお願いしたい。
○基本研修が長時間であるため、介護職員を研修に参加させられないという声は多く聞かれる。また、実地研修先の不足により実地研修が進まない現状があるため、介護職員が研修を受講しやすい環境整備をお願いしたい。

○本市と関係団体との意見交換において、県の喀痰吸引等研修を受けさせるための体制を整えることが困難との意見は出ている。

各府省からの第1次回答

○ 喀痰吸引等研修は、介護職員が医行為である喀痰吸引等を利用者の生命及び安全を確保しつつ実施できるようにするために必要な研修であり、研修制度を見直すには外部有識者や関係団体、当事者などと慎重かつ丁寧に議論を行っていく必要がある。このため、まずは今年度喀痰吸引等の実態把握を行う調査研究を行うこととしており、その結果を踏まえ、課題を整理し、必要な対応策を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

基本研修に通信課程を設けるという本市の提案は、看護師の不足する介護現場において、利用者の生命及び安全を確保しつつ実施する必要がある喀痰吸引等の医療行為を担う人材が今や介護職員等しかいないという切羽詰まった実態を踏まえた上で提案したものであることから、速やかな対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

○ 第1次回答のとおり、まずは今年度行うこととしている喀痰吸引等の実態把握のための調査研究の結果を踏まえ、課題を整理し、介護職員等が研修を受講しやすくなるよう、必要な対応策を検討してまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】
(26)社会福祉士及び介護福祉士法(昭62法30)
(iii)喀痰吸引等研修の受講環境の整備については、研修の実施状況に係る調査を行った上で、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

197

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

喀痰吸引等業務に関する都道府県知事の登録事務について指定都市への権限移譲を求める。

具体的な支障事例

広島市内の介護事業所では、平成28年に、喀痰吸引等を行うための研修を受けていない職員が、業として当該医療行為を行った事案があった。このケースでは、内部通報により問題が発覚し、指導を行うことができたが、社会福祉士及び介護福祉士法上は、研修を受けた者の登録は都道府県の事務とされているため、指定都市に情報が入るようになっていない。
介護保険法上、指定都市には介護事業所への立入検査権限だけでなく処分権限もあるが、事業所の職員のうち、誰が喀痰吸引を行えるのかという情報が都道府県から指定都市に入る仕組みとなっていないため、現状では、広島県と一緒に検査に入らざるを得ない。
については、喀痰吸引等業務の登録に関する事務を都道府県から指定都市に移譲し、指定都市単独で対応できるようにしていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

情報が一元化されることによって、他の検査と併せて、喀痰吸引等業務がきちんと資格を持つ職員によって行われているか検査することで、業務の適正化に繋がる。

根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2～第48条の8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、沖縄県

○本県においても、中核市にある有料老人ホームにおいて、喀痰吸引等の研修を受けていない介護職員が、当該行為を実施していた事例があり、県と中核市で情報共有の上、指導を行っていることや中核市より既登録事業者等に関する問い合わせがあった際など、通常業務に支障を来すなどの問題が生じているところである。また、中核市の介護事業所等への実地指導や立ち入り権限がないことから、登録喀痰吸引等事業者登録後、当該事業者の事後の運営実態を把握することが難しい状況にある。

各府省からの第1次回答

○喀痰吸引等に関する事務については、現在、喀痰吸引等を行う特定行為業務従事者の認定（認定証の交付を含む。）、喀痰吸引等を行う事業者の登録や指導監督、喀痰吸引等研修を行う研修機関の登録などの事務を都道府県が一元的に取り扱っているところである。喀痰吸引等業務の適切な推進や事業者の手続の便宜を考慮し、喀痰吸引等に関する事務については都道府県が一元的に取り扱うことが適当と考えており、本提案の実現は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

喀痰吸引等を行う事業者の登録事務については、登録により得られる情報（従事者名簿等）が介護事業所に対する指導監督を行う上で有用であることから、指定都市への情報の一元化が望ましいと考えるため、権限移譲をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大阪府】

喀痰吸引等業務の適切な推進については権限移譲により、実地指導や立ち入り権限を持つ政令指定都市及び中核市が登録に関する事務を担うことで情報が一元化され、喀痰吸引に関する検査も単独で行うことが出来、業務の適正化につながる。

また、事業者の手続きについても、権限移譲により、事業者を所管する市で登録業務を行うことが出来れば、手続きにかかる移動時間や費用等の負担を軽減することが出来、手続きの効率化を図ることが出来る。

よって、都道府県が一元的に事務を取り扱うことが適当である理由を具体的に示して頂きたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

都道府県から確実に情報提供される仕組みを構築することを前提に、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○喀痰吸引等業務の登録に関する事務については、介護サービス事業者の指定、指導・監督等の権限をもつ指定都市が一元的に行うことが、指導の実効性や事務の効率化の観点から合理的であり、また、指定都市（権限の受け手側）が権限の移譲を求めていることから、権限を移譲するべきではないか。

各府省からの第2次回答

- 喀痰吸引等を行う事業者の登録事務のみの権限移譲が不適當である理由は第1次回答のとおりである。
- 喀痰吸引等を行う事業者の登録情報のうち介護事業所に対する指導監督上必要な情報については、指導監督権者が把握できるよう、必要な方法を検討してまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

5【厚生労働省】

（3）社会福祉士及び介護福祉士法（昭62法30）

喀痰吸引等業務を行う事業者の登録情報については、都道府県と市町村の間で必要に応じて情報の共有が推進されるよう、都道府県に平成29年度中に通知する。

また、上記の通知による措置の状況を踏まえ、喀痰吸引等業務に係る事務・権限については、必要に応じて、当該権限を指定都市に移譲することの是非も含め、更なる事務の円滑化に向けた検討を行い、平成32年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険事業に係る調査結果の情報提供

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。

具体的な支障事例

市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。
計画の策定に当たり、地方公共団体内の事業所にアンケート調査を行うが、国で行っているアンケート調査と質問等が重複するため、事業所からは「同じ質問に何度も回答しなくてはならず、手間がかかる」等の不満の声が出ている。
そこで、調査の際、質問項目の重複を避けるため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体別の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業所と市町村の事務処理の簡素化、事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

介護サービス施設・事業所調査

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

酒田市、ひたちなか市、練馬区、各務ヶ原市、名古屋市、京都市、伊丹市、北九州市、熊本市、宮崎市

○「2025年に向けた介護人材に係る受給推計」(平成27年6月24日厚生労働省)によると、全国で37.7万人の需給ギャップが発生する見込みであるが、市区町村別の数値は公表されていない。本市では介護人材確保に向けた取組を実施しようとしているが、市内の介護サービス施設・事業所の介護職員数等について総裁を把握できていないことから、提案のとおり情報提供を求める。

○介護サービス事業者から、国や地方自治体から質問項目が重複している調査が行われ、さらに調査の時点も異なるために、事務が煩雑化しているという声が上がっている。

国の調査の際に、詳細な調査結果を提供してもらうことで、地方自治体が行う調査において、重複する質問を避け、事業者の負担の軽減を図るとともに、地方自治体の事務負担および経費の削減も図ることができると考えている。

○本市においても、介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、昨年12月に市内の介護保険事業者へアンケート調査を行ったところ、調査対象事業者から、国調査項目と同様の回答を再度作成しなければならず、負担がかかるとのご意見を複数頂いた。

厚生労働省が実施する介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の地方公共団体別の調査結果を情報提供頂ければ、事業者及び市町村の事務負担の軽減につながるとともに、市町村が実施するアンケート調査項目が精査されることにより、回答率の上昇が期待できる。

○本市においては、近隣市町で構成する知多北部広域連合で、3年を1期とする介護保険事業計画を定めている。

計画を策定する際に、各事業所を対象に、施設の待機者等について調査をしているが、事業所の負担軽減の観点から、国で実施するアンケート調査結果の地方公共団体への提供を望む。

各府省からの第1次回答

介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があれば、統計法第33条の規定に基づき、提供が可能となっている。

今後は、左記提案があったことを踏まえ、調査結果の公表時の連絡と併せて各都道府県、指定都市等あて周知を図ることとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

申出に当たっての所定の要件を明らかにした上で、各都道府県、指定都市等宛て周知を徹底していただくようお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【練馬区】

指定都市等あて周知については、特別区も対象に含めて行っていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があれば、統計法第33条の規定に基づき、提供が可能となっている。

今後は、左記提案があったことを踏まえ、調査結果の公表時の連絡と併せて、調査票情報の提供が可能である旨を各都道府県、指定都市、中核市あて周知を図るとともに、管下の市区町村に対する周知についても依頼することとする。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(30)統計法(平19法53)

介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年中に周知する。

[措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)]

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

220

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険事業に係る調査結果の情報提供

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。

具体的な支障事例

市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。
計画の策定に当たり、地方公共団体内の事業所にアンケート調査を行うが、国で行っているアンケート調査と質問等が重複するため、事業所からは「同じ質問に何度も回答しなくてはならず、手間がかかる」等の不満の声が出ている。
そこで、調査の際、質問項目の重複を避けるため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体別の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業所と市町村の事務処理の簡素化、事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

介護サービス施設・事業所調査

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

酒田市、ひたちなか市、各務ヶ原市、名古屋市、北九州市、熊本市、宮崎市

○次期計画策定にあたっての事業所への調査が重複しているケースがあり、事業所担当者の負担が大きいため、取り計らいをお願いしたい。
○本市においては、市町村介護保険事業計画の策定にあたり地方公共団体内の事業所に対するアンケート調査は行っていないため、同様の支障事例はしようじていないが、国が行った事業所アンケートについて地方公共団体別の情報が提供されれば計画策定時の参考になるものと考えられる。

各府省からの第1次回答

介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があれば、統計法第33

条の規定に基づき、提供が可能となっている。

今後は、左記提案があったことを踏まえ、調査結果の公表時の連絡と併せて各都道府県、指定都市等あて周知を図ることとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

効率的な行政の実施及び事業所の負担軽減の観点から、調査結果の公表時の連絡と併せて各都道府県、指定都市等宛て周知を徹底していただくようお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があれば、統計法第33条の規定に基づき、提供が可能となっている。

今後は、左記提案があったことを踏まえ、調査結果の公表時の連絡と併せて、調査票情報の提供が可能である旨を各都道府県、指定都市、中核市あて周知を図るとともに、管下の市区町村に対する周知についても依頼することとする。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(30)統計法(平19法53)

介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があった場合には、提供することが可能であることを、地方公共団体に平成29年中に周知する。

[措置済み(平成29年9月27日付け厚生労働省政策統括官付参事官付社会統計室事務連絡)]

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

199

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村介護保険事業計画の変更に係る手続の簡素化

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

特別養護老人ホームの定員について、老人福祉圏域内の広域型と地域密着型を合わせた総数に変更が生じない場合において、当該圏域内の市町村との協議が整ったときは、都道府県への事前の意見聴取等を行うことなく、市町村介護保険事業計画を変更して、広域型・地域密着型間で定員数の振替ができるようにすることを求める。

具体的な支障事例

広島市は、経済面や生活面で深く結び付いている、山口県の7市町村を含む近隣の23市町と広島広域都市圏を構成し、国の「連携中枢都市圏」制度を活用しながら、連携して地域の資源を圏域全体でいかす様々な施策を展開を図っており、その中で、将来的には当該都市圏において介護保険サービスの提供体制を整備したいと考えている。

しかしながら、現在の法体系では、都道府県が広域的な立場から策定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村が策定する市町村介護保険事業計画（以下「市町村計画」という。）において、特別養護老人ホームの定員等を定めることとされている。

こうした中、当面の課題として、都道府県計画で定員総数を定める広域型特養には事業者の参入がある一方で、都道府県計画及び市町村計画で定員総数を定める地域密着型特養は、利用定員数に対して割高な用地費や建設費、運営費、また、効率的な介護職員の配置が困難等の問題から、繰り返し募集を行っても事業者の参入がない。そこで、広域型特養に定員数を振り替えようとしても、都道府県計画及び市町村計画の変更には審議会への諮問やパブリックコメントの実施等で数か月の時間を要することから、設置認可が間に合わず、計画期間内に市域内で必要定員総数の確保ができない状況となっている（別添のとおり）。

このため、老人福祉圏域内の市町村との協議が整った場合には、都道府県への事前の意見聴取等を行うことなく、市町村計画を変更して、広域型・地域密着型間で定員数の振替ができるようにしていただきたい。

なお、都道府県計画と市町村計画及び実態に差が生じることについては、特養全体の定員総数には変更がなく、また、影響が考えられる同じ圏域内の市町村とは事前に協議を行うこととしていることから、計画の趣旨を損ねるものではないと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村が広域型特養と地域密着型特養の定員の振替を柔軟に行うことができるようになることで、必要な定員総数の確保を円滑に行うことが可能となる。

根拠法令等

介護保険法第117条第2項・第9項・第10項、第118条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、川崎市、鹿児島市

○広域型特養と地域密着型特養の定員の振替がスムーズに行えることで、必要な定員総数の確保に資することができるため、賛同する。

各府省からの第1次回答

市町村が作成する介護保険事業計画において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数は必須記載事項となっており、それを変更する場合には、あらかじめ都道府県の意見を聴くことが必要となっている。（介護保険法第117条第2項・第10項）

指定介護老人福祉施設に係る必要入所定員総数については、都道府県が、広域的観点から、各圏域を構成する区市町村の各年度の入所者数見込み、今後の整備見込数、既存の施設等の配置状況等を考慮して設定しているところである。

御提案内容について、指定介護老人福祉施設に係る必要入所定員総数は、前述のとおり、都道府県が広域的観点から必要な調査を行った上で設定しているものであり、都道府県への事前の意見聴取を行うことなく介護保険事業計画を変更できる扱いとすることは、都道府県が有する施設整備等に関する広域的調整機能の重要性に鑑み、妥当ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市の提案は、「都道府県が有する施設整備等に関する広域的調整機能の重要性」を否定するものではなく、現下の課題を早急に解決しようとするものである。

すなわち、保険者である市町村にとっては、特養の入所待機者が多数いる中で、介護保険事業計画におけるサービス量の見込みを踏まえた提供体制の確保は大きな課題であり、地域密着型から広域型への振替により、その定員の一部について、当該市町村の被保険者の入所者数が減る可能性があっても、できるだけ早急に入所待機者の解消に取り組むことが重要である。

また、都道府県にとっても、都道府県計画で設定した地域密着型特養の定員総数の確保が未達成のままとなるよりは、圏域内の市町村における合意が図られた上で広域型・地域密着型全体の中で必要な定員総数が確保されることの方がより有意義であると考えます。

これらの点を勘案し、改めて手続の簡素化について検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

第1次回答においても回答したとおり、広域型特養に係る必要入所定員総数については、都道府県が、広域的観点から、各圏域を構成する区市町村の各年度の入所者数見込み、今後の整備見込数、既存の施設等の配置状況等を考慮して、老人福祉圏域ごとに設定しているところである。

また、都道府県には広域型特養に関して、いわゆる「総量規制」が認められており、圏域内の定員数に既に達しているか、又は新たな広域型特養の設置によって定員数を超えるといった場合に、広域型特養の認可をしないことができるとされている。

以上から、仮に老人福祉圏域内の市町村との協議が調った場合であっても、都道府県への事前聴取を行うことなく、介護保険事業計画を変更して、広域型特養・地域密着型特養との間で定員数の振替をできる扱いとすることは、都道府県が有する広域的特養に係る整備方針、整備目標を歪めることになるため妥当ではない。

6【厚生労働省】

(27)介護保険法(平9法 123)

(v)市町村介護保険事業計画の変更(117条9項、117条10項)に係る手続については、市町村による当該手続の円滑化に向け、都道府県が機動的かつ柔軟に対応するよう、都道府県に平成29年度中に周知する。また、指定都市及び中核市が介護保険施設等に対する指定・認可権限を有していることを踏まえ、当該手続の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

200

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞込みを可能として欲しい。

具体的な支障事例

平成 28 年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。この調査では、調査員が調査地区の全世帯を訪問し、母子世帯等であることを確認した上で調査票を配布することとなっている。

しかし、①調査地区内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大多数を占めていることに加え、②不在のため再訪問が必要なケースや、③オートロックのマンションで管理人に協力をお願いしなければならないケースなどもあり、調査員の負担が大きく、広島市では調査会社に業務を委託したが厚生労働省から支払われた委託費を超える結果となった。

そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞込みを可能としてもらいたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国から指定された調査地区内の約 2,400 世帯のうち、住民基本台帳の情報上の調査対象世帯見込みは約 70 世帯であることからすると、全数調査は調査対象世帯見込みとの乖離が大きく合理性にかける。提案が実現すれば、調査の効率化による調査員の負担軽減だけでなく、コストの縮減にも繋がる。

根拠法令等

平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査の委託について(厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知)
統計法第 2 条第 7 項、第 19 条、第 20 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、群馬県、横浜市、平塚市、海老名市、新潟市、長野県、静岡県、京都府、高松市、山陽小野田市、北九州市、長崎市、大分県

○当県内の福祉事務所の職員が調査をしているが、担当区域の全戸調査は、調査員の負担となっている。住民基本台帳の活用により、調査員の負担軽減につながると思われる。

○平成 28 年度に実施した全国ひとり親世帯等調査において、調査員が調査対象世帯を確定するために、対象地区の全世帯を訪問することはかなり負担が大きかったようである。次回調査からの改善を望む。

○当市でも同様のケースがあり、調査員の負担が大きい。また、配布数・回収数ともに平成 27 年国勢調査における本市のひとり親世帯の 1% 以下にとどまっている。このことから、「全戸訪問して世帯を確認し調査票を渡す」という現在の調査方法は、都市部では非効率であるため、住民基本台帳から対象者を無作為抽出し、調査票を郵送により送付・回答する方法が望ましいと考える。

○対象地区における世帯が全て老人福祉施設だった例もあるので、効率的な調査事務を推進するためにも、データを活用できることが望ましい。

○当市においても同様の支障事例が発生しているため、提案内容と同様の改正の必要性があると考え。さらに、調査結果に影響がないのであれば、対象者の抽出方法を児童扶養手当受給者から無作為に抽出する方法に変更することにより、効率的に調査を行うことができるのではないかと考える。

○厚生労働省が開催した事前説明会において、他県より「あらかじめ住基等で対象世帯に目星を付け、訪問対象世帯を絞ることの可否」について質疑があり、それに対する回答が「基本的には手引きのとおり実施してもらいたいが、効率的な調査のために付加的に活用することは否定しない」とのことから、当市では付加的な活用を実施した。厚生労働省が定める“基本的な実施方法”は、作業量、対象世帯の割合、経費、人員確保等を鑑みると、実施は非効率、困難と思われる。については、“住基等データの付加的な活用”について、質疑応答という形式ではなく、“基本的な実施方法”として定めることで、自治体間で認識の差異が生じないように配慮することを検討すべきと思われる。

○当市においても、国から指定された調査地区内の 773 世帯のうち、調査対象世帯は 14 世帯であり、乖離が大きく合理性に欠ける。また、提案団体同様に不在のため再訪問を行うケースや、学生向けの単身アパート等で連絡のつかないケースがあった。また、国勢調査は一般的に認知されているが、本調査の認知度が低く、調査時に不審を抱かれることが多い。

○当市では、28 年度の調査で 700 世帯以上訪問したが、実際に調査対象世帯は 14 世帯のみであり、かつ訪問世帯からは、ひとり親世帯でないのに、気分が悪い等のクレームも相当数あり、精神的な面も含め、調査員の負担が増大している。

○本県では、福祉事務所から推薦により調査員を任命していたが、調査の実施スケジュールがタイトであったため、外部の調査員等との調整が困難な状況であったことから、大半の所から職員や母子・父子自立支援員が調査員として推薦された。調査員となった職員や母子・父子自立支援員には、通常業務と調整する中で、広島市と同様の支障事例が発生し、大きな負担を強いる形となった。

各府省からの第 1 次回答

全国ひとり親世帯等調査は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯（父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯）を概ね 5 年に 1 度の割合で調査している。

調査の対象となる母子世帯、父子世帯、養育者世帯については、ひとり親家庭支援施策と同様に、離婚や死別による世帯の他、父又は母の生死不明や遺棄、拘禁、父又は母が一定の障害の状態にある世帯等も調査対象としており、これらの世帯については、ご提案の住民基本台帳データ等から対象世帯を絞り込むことは難しいと考えている。

このため、従来より調査地区の全世帯を訪問していただき、調査対象世帯を把握する手法を行ってきたところであり、この手法を変更することは難しいと考えているが、

- ① 住基データ等の補助的な利用（住基データ等、効率的に調査を進めるため、付加的に活用できるデータの使用）も可能とする取扱いとしたこと
- ② 調査費用のコスト削減や効率的な実施については、前回の平成 23 年度調査より、調査票の回収について、訪問回収から郵送回収への見直し

などを行ってきたところであり、調査に当たっての効率的な対応など必要な見直し等について今後も検討してまいります。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

昨年度の調査では、国から指定された調査地区内には住民基本台帳及び児童扶養手当のデータでは約 100 世帯の調査対象世帯があったが、実際に全戸訪問を行った約 2,400 世帯のうち、調査対象世帯として把握できた世帯は 8 世帯で、うち実際に回答があったのは 3 世帯であった。

このように現在の調査方法は、住民基本台帳データ等から対象世帯を絞り込むことが難しい事例があるとしても、実態との乖離が大きく合理性に欠け非効率となっており、早急な見直しが必要である。

このため、現在の調査地区を全戸訪問し対象世帯を把握する調査方法を見直し、調査対象世帯への訪問・調

査により注力することができるよう、地方公共団体が所有する住民基本台帳データ等を利用し対象世帯の絞込みを可能とするよう、早急な検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山陽小野田市】

住民基本台帳情報、市町村民税情報等で調査対象の絞込みが可能であり、多少の捕捉漏れがあったとしても、ひとり親になった理由別集計結果から遺棄・行方不明等は少数であり調査結果に大きく影響するとまでは言えないと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

団体毎のセキュリティポリシーに依拠するため、実施にあたっては市町村の意向を踏まえる必要がある。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

訪問せずに住民基本台帳データ等のみにより対象世帯を絞り込むことについて、

- ①第1次回答のとおり、父又は母の生死不明や遺棄、拘禁、父又は母が一定の障害の状態にある世帯等については、対面により確認しなければ世帯構成を特定することが困難であることに加え、
- ②住民基本台帳データ等の当該調査への活用の可否は各自治体の取扱に依るところであり、必ずしもすべての自治体において当該調査等のために活用することができるものではなく、全国画一的な調査手法がとれない可能性がある等の課題がある。

このため、調査手法の変更による影響や継続性の問題等を踏まえた上で、次回の調査において必要な見直し等ができないか検討してまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(40)全国ひとり親世帯等調査

全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞込みを可能として欲しい。

具体的な支障事例

平成 28 年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯等調査」を実施した。この調査では、調査員が調査地区の全世帯を訪問し、母子世帯等であることを確認した上で調査票を配布することとなっている。

しかし、①調査地区内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大多数を占めていることに加え、②不在のため再訪問が必要なケースや、③オートロックのマンションで管理人に協力をお願いしなければならないケースなどもあり、調査員の負担が大きく、広島市では調査会社に業務を委託したが厚生労働省から支払われた委託費を超える結果となった。

そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞込みを可能としてもらいたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国から指定された調査地区内の約 2,400 世帯のうち、住民基本台帳の情報上の調査対象世帯見込みは約 70 世帯であることからすると、全数調査は調査対象世帯見込みとの乖離が大きく合理性に欠ける。提案が実現すれば、調査の効率化による調査員の負担軽減だけでなく、コストの縮減にも繋がる。

根拠法令等

平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査の委託について(厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知)
統計法第 2 条第 7 項、第 19 条、第 20 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、群馬県、横浜市、海老名市、新潟市、三条市、長野県、静岡県、京都府、大津市、山陽小野田市、高松市、北九州市、大村市、長崎市、大分県

○当県は、県内の福祉事務所の職員が調査をしているが、担当区域の全戸調査は、調査員の負担となっている。住民基本台帳の活用により、調査員の負担軽減につながると思われる。

○平成 28 年度に実施した全国ひとり親世帯等調査において、調査員が調査対象世帯を確定するために、対象地区の全世帯を訪問することはかなり負担が大きかったようである。次回調査からの改善を望む。

○提案団体と同様、調査対象世帯の見込み数は調査地区内の全世帯数と大きく乖離しており、全数調査は合理性に欠ける。

○本市でも同様のケースがあり、調査員の負担が大きい。また、配布数・回収数ともに平成 27 年国勢調査における本市のひとり親世帯の 1% 以下にとどまっている。このことから、「全戸訪問して世帯を確認し調査票を渡す」という現在の調査方法は、都市部では非効率であるため、住民基本台帳から対象者を無作為抽出し、調査票を郵送により送付・回答する方法が望ましいと考える。

○調査地区内には、住民基本台帳上、一人親世帯等でない世帯が大多数を占めている。調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞込みを可能としていただきたい。

○対象地区における世帯が全て老人福祉施設だった例もあるので、効率的な調査事務を推進するためにも、データを活用できることが望ましい。

○支障事例に記載された①②③のとおり、調査員の負担が大きく、全数調査における事前調査もほぼ大多数が該当でない世帯への説明もままならず、調査方法の見直しを検討いただきたい。

○厚生労働省が開催した事前説明会において、他県より「あらかじめ住基等で対象世帯に目星を付け、訪問対象世帯を絞ることの可否」について質疑があり、それに対する回答が「基本的には手引きのとおり実施してもらいたいが、効率的な調査のために付加的に活用することは否定しない」とのことから、本市では付加的な活用を実施した。厚生労働省が定める“基本的な実施方法”は、作業量、対象世帯の割合、経費、人員確保等を鑑みると、実施は非効率、困難と思われる。については、“住基等データの付加的な活用”について、質疑応答という形式ではなく、“基本的な実施方法”として定めることで、自治体間で認識の差異が生じないよう配慮することを検討すべきと思われる。

○不在票を入れたにもかかわらず連絡がなく、何度も訪問しなければならなかった。また、国勢調査時の世帯票・区域図と現状が一部異なり、分かりにくかった。

○本市においても、国から指定された調査地区内の 773 世帯のうち、調査対象世帯は 14 世帯であり、乖離が大きく合理性にかける。また、提案団体同様に不在のため再訪問を行うケースや、学生向けの単身アパート等で連絡のつかないケースがあった。また、国勢調査は一般的に認知されているが、本調査の認知度が低く、調査時に不審を抱かれることが多い。

○本市では、28 年度の調査で 700 世帯以上訪問したが、実際に調査対象世帯は 14 世帯のみであり、かつ訪問世帯からは、ひとり親世帯でないのに、気分が悪い等のクレームも相当数あり、精神的な面も含め、調査員の負担が増大している。

○本県では、福祉事務所から推薦により調査員を任命していたが、調査の実施スケジュールがタイトであったため、外部の調査員等との調整が困難な状況であったことから、大半の所から職員や母子・父子自立支援員が調査員として推薦された。調査員となった職員や母子・父子自立支援員には、通常業務と調整する中で、広島市と同様の支障事例が発生し、大きな負担を強いる形となった。

各府省からの第 1 次回答

全国ひとり親世帯等調査は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯(父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯)を概ね 5 年に 1 度の割合で調査している。

調査の対象となる母子世帯、父子世帯、養育者世帯については、ひとり親家庭支援施策と同様に、離婚や死別による世帯の他、父又は母の生死不明や遺棄、拘禁、父又は母が一定の障害の状態にある世帯等も調査対象としており、これらの世帯については、ご提案の住民基本台帳データ等から対象世帯を絞り込むことは難しいと考えている。

このため、従来より調査地区の全世帯を訪問していただき、調査対象世帯を把握する手法を行ってきたところであり、この手法を変更することは難しいと考えているが、

① 住基データ等の補助的な利用(住基データ等、効率的に調査を進めるため、付加的に活用できるデータの使用)も可能とする取扱いとしたこと

② 調査費用のコスト削減や効率的な実施については、前回の平成 23 年度調査より、調査票の回収について、訪問回収から郵送回収への見直し

などを行ってきたところであり、調査に当たっての効率的な対応など必要な見直し等について今後も検討してまいります。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

住民基本台帳データ等の補助的な利用により、成人のみで構成されている世帯など明らかに調査対象とならない世帯等を除くなど、一定程度調査対象を絞り込むことは可能と思われる。
また、住基データ等の補助的な利用も可能とする取扱いについて、その具体的な利用方法等を次回調査時に例示していただくなど、自治体間で認識や取扱いについて差異が生じないようご配慮いただきたい。
なお、調査に当たっての効率的な対応など必要な見直し等について検討していただいているところであるが、郵送調査などのより効率的な対応など必要な見直し等について早急に検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

団体毎のセキュリティポリシーに依拠するため、実施にあたっては市町村の意向を踏まえる必要がある。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

訪問せずに住民基本台帳データ等のみにより対象世帯を絞り込むことについて、
①第1次回答のとおり、父又は母の生死不明や遺棄、拘禁、父又は母が一定の障害の状態にある世帯等については、対面により確認しなければ世帯構成を特定することが困難であることに加え、
②住民基本台帳データ等の当該調査への活用の可否は各自治体の取扱いに依るところであり、必ずしもすべての自治体において当該調査等のために活用することができるものではなく、全国画一的な調査手法がとれない可能性がある等の課題がある。
このため、調査手法の変更による影響や継続性の問題等を踏まえた上で、次回の調査において必要な見直し等ができないか検討してまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(40)全国ひとり親世帯等調査

全国ひとり親世帯等調査に係る対象世帯の抽出の効率化については、平成28年度全国ひとり親世帯等調査で利用された地方公共団体が保有する補助的データの調査や分析を踏まえつつ、住民基本台帳及び児童扶養手当受給者に係るデータ等の補助的データの利用や全戸訪問による調査方法に関する課題を整理し、地方公共団体の事務負担の軽減に資する措置を次回の全国ひとり親世帯等調査時に講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

206

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子育て短期支援事業の実施に関する見直し又は明確化

提案団体

栃木市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化

具体的な支障事例

子育て短期支援事業実施要綱上、市町村は、①児童養護施設、②母子生活支援施設、③乳児院、④保育所、⑤ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で、子育て短期支援事業を実施することとされている。

しかしながら、栃木市内には①～③及び⑤の施設がなく、④には、事業実施可能な宿泊スペースがなく、また、宿泊に対応できる人員が確保できないため、栃木市内で本事業を実施できておらず、近隣市町の乳児院・児童養護施設等に委託して、本事業を実施せざるを得ない状況にある。

近年、育児疲れや精神的障害を持つ保護者による虐待が増加しているが、子育て短期支援事業では、児童相談所が行う一時保護等と違い、強制的に保護者と児童を引き離す効力はないため、それらの方々が利用する際の精神的なハードルも低く、虐待防止の効果も期待されている。

しかしながら、栃木市では、見知らぬ市外の不慣れな施設での預かりになるため、保護者や子どもの抵抗感が強く、年間で数件の利用に留まっている。

栃木市内には、子どもの居場所の提供(子ども食堂)を積極的に行っている介護老人保健施設等の介護施設があり、施設内には地域交流室等の空き部屋があり、夜間勤務者も確保している。

介護施設等既存の施設で、子育て短期支援事業を実施できるようにすることにより、より身近な場所で本事業が実施でき、さらに虐待予防などにも有効に活用することができるため、介護施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化することを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

乳児院や児童養護施設以外の施設においても事業の実施が可能となり、市民の安心感や利便性が高まる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の3第3項、児童福祉法施行規則第1条の4、子育て短期支援事業実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、川崎市、焼津市、寝屋川市

○当市は児童養護施設とファミリーホーム(1か所)と子育て短期支援事業の委託契約を結んでいるが、2施設と少ないことから申請に対応できているのは半分程度である。定員や年齢等の理由で施設から受け入れを断られることが多々あり、出産や入院等の切迫した状況で、施設が使えない場合、児童相談所に一時保護を依頼したケースも複数あった。夜間勤務者がいる既存の介護施設と契約することで、実施施設が増えて、課題解決が図られる。

○本市においても、市内に子育て短期支援事業を実施する施設がなく、他市の乳児院又は児童養護施設に委託して事業を実施している。事業を利用する際に保護者が送迎する必要があり負担があるため、市内に実施できる可能性のある施設が増えることは、市民サービスの向上に繋がる可能性がある。

○地域によっては、対象施設が少ないこと、施設はあっても受け入れ態勢が困難な場合は、児童の受け入れを断られる場合もあり、対象施設が拡充されれば、必要時に利用でき、利用者の利便が向上されると考える。

○本市においても、夜間保育を実施している認可外保育施設があり、実際にトワイライトステイのニーズは一定数あるほか、実態の把握は難しいものの、ショートステイについても、例えば、父が遠方に単身赴任、就労中の母の急病や急な親族介護等でショートステイを利用したいというニーズは生じる可能性があるものと思われる。このような際に当該事業に基づく施設を設置するとしても、公・民ともに適した施設がない状況である。本市の既存施設では、①立地的な点で、県設置の児童養護施設は市内に所在するものの、市街地からは遠い山間部に位置しており、仮に当該施設で事業を委託することであっても利便性が悪い。また、②質の担保の点で、先の認可外施設については、認可外指導監督基準を満たす旨の証明は交付されていないため本事業に適合できるかが微妙である。また、③既存の保育所等が参入する場合は開設準備経費(の補助額)が低く算入しにくい状況である。このような状況から、上記①②に対応するため、市街地の保育事業(企業主導型等を含む)の実績がある社会福祉法人等が運営する介護施設等の一部を、事業実施場所として転用可能とし(その際介護施設整備補助の一部返還等は免除とする)、実施する側の参入のハードルを下げつつ、利用者の利便性が高まるようにするなど、施設類型の緩和(対象拡大)や当該類型に応じた実施要件等を国において示したうえで、自治体からの事業委託がより柔軟となるようにすることが望ましい。また、上記③については、既存の保育所等が参入しやすいよう、改修を行う場合の開設準備経費の補助(現行400万)についても、既存施設の形状や動線などによっては、改修等を実施したくても(自治体から法人に実施を呼びかけるにしても)上限額が低く手が出せない、ということが考えられるため、上限額をさらに上げ、準備に係る実費ベースで補助できるような制度にすべきと考える。

各府省からの第1次回答

「子育て短期支援事業実施要綱」において、当該事業の実施場所を「児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設」としているところであり、適切に保護することができるのであれば、市町村の判断により、介護施設等での実施を排除するものではない。

また、同実施要綱において「児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等(市町村が適当と認めた者)に委託することができるものとする」としており、委託された者の居宅又は利用する児童の居宅に派遣して養育・保護を行うことが可能である。

これらの取扱いの積極的な活用については全国児童福祉主管課長会議等においてもお願いしているところであるが周知してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の児童福祉法施行規則や子育て短期支援事業実施要綱に例示されている実施施設等は、児童の処遇に特化した施設のみであり、介護施設等で子育て短期支援事業を実施できることが不明確である。

また、御指摘の通り、近隣に実施施設等がない場合は、現行で里親等に委託可能であるが、当該事業が必要な家庭に子どもが複数人いる場合、1つの里親家庭では受け入れられないケースが生じたり、保護者と里親との信頼関係を構築することが難しい等の問題がある。

さらに、児童養護施設や里親は、保護者の看護が十分でなく、一時的な保護が必要な家庭が利用するといったイメージがあり、保護者にとって抵抗感が強く、利用が進まない。

本市には、介護施設等に地域交流室等を設け、子ども食堂や異世代交流事業等を推進するなど、地域に密着した施設がある。このような介護施設は、市内全域に散在しているため、市民にとって身近で安心感があるため、介護施設等を子育て短期支援事業の実施施設とすることが可能であることを、通知等で明確にしていきたい。

本市は、他市の児童養護施設等を利用する場合に、優先順位が低いため、子育て短期支援事業を利用できないケースが複数生じる喫緊の状況にあり、介護施設の活用が可能であることを明確化することによって、民間事

業者の活用が進み、保護者の協力を得やすくなり、ひいては、事業の促進につながると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。

各府省からの第2次回答

現在例示している施設以外の施設が実施場所として適切か否かについては、個別具体的に判断されるべきものであり、例示は必ずしも適切でないと考えている。いずれにせよ、第1次回答でお答えしたとおり、子育て短期支援事業の実施場所について、実施要綱に例示されていない介護施設等が排除されるものではなく、このことについては、全国児童福祉主管課長会議等を通じて自治体に周知してまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(6)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

(i)子育て短期支援事業(子ども・子育て支援法59条6号及び児童福祉法6条の3第3項)については、住民に身近であって、適切に児童等を保護することができる場合、介護施設等を実施施設とすることが可能であることを、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年度中に周知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化

提案団体

箕面市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。

具体的な支障事例

○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の継続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。

○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うことや、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げる場合は、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。

○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても抑止できない状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・定員の引下げ時に市町村が関与できることにより、幼稚園(1号認定)及び保育所(2号認定)の各定員の過不足を考慮したうえでの対応が可能となり、待機児童の多い自治体にとって、2号認定の保育の受け皿の安定的な確保ができ、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に繋がる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、横浜市、長野市、磐田市、出雲市、北九州市

○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組みが必要。
○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定めており、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいことから、定員を減少する際の市町村の関与強化は合理的である。提案の「必要に応じ協議」では、「必要な場合」が不明確なため、明確化すべきと考える。
○利用定員については、市町村による計画を踏まえる必要があると考えるため、届出のみではなく協議は必要。
○当市の子ども・子育て支援事業計画において、既存施設の定員を増加することにより、保育の受け皿を確保することとしている。本提案による市町村の関与強化は当該計画の促進に寄与するものである。

各府省からの第1次回答

子ども・子育て支援法等において、教育・保育施設の利用定員を減少させる際の手続きを届出制としたのは、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や教育・保育に必要な幼稚園教諭・保育士等の確保が困難である場合など、施設にとってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定しており、協議制とすることは施設側の負担増につながる懸念がある。
本件提案に指摘されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うこととなっているところ、その権限に基づき適切な対応を行っていただくことが可能であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○現行制度上は、1号または2号利用定員の過不足の状況に関わらず、利用定員の減少について施設からの届出を受ける仕組みとなっており、また、利用定員の増加についても、届出ではなく協議となっているものの、利用ニーズがあるなどの合理的な理由がある場合は、施設の意向に添った対応をせざるを得ない。
については、利用定員の増減については、地域の実情や利用定員の過不足に応じて、市町村が「協議」という形で関与できるしくみが必要であるとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【磐田市】
○現場の実情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要だと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<総論>
○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。
○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。
<設置者の利用定員の変更に関する市町村の関与の強化>
○1号認定子どもと2号認定子どもの公定価格の差が誘因となって2号定員を1号定員へ切り替えるなど、経営上やむを得ない理由以外で定員減少を行う事例が現状見られる以上、一定の条件（例えば、当該定員減少させる施設の所在市町村において待機児童が発生している場合、当該定員減少により市町村の保育確保義務の履行に支障がある場合等）を設定したうえで、条件に合致する場合には定員減少について「協議」することも可能と

する仕組みを許容すべきではないか。

○そもそも2号認定子どもの定員を1号認定子どもの定員へ切り替えるケースが生じる理由は、公定価格の不合理的な差があるからであり、施設がそのような変更を行う誘因が働かないよう、単価設定を見直すべきではないか。

各府省からの第2次回答

子ども・子育て支援新制度において市町村は、5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を実施しているところ、法施行後5年を目途に行う法見直しの中で、1期目の計画期間の実態について検証を行い、子ども・子育て会議における議論も踏まえ、検討を行う。
なお、本件提案は施設側の負担が増えることが懸念されることから、慎重な検討が必要である。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(31) 子ども・子育て支援法(平24法65)

(ii) 特定教育・保育施設の設置者が利用定員を減少させる場合の手續(35条2項)については、市町村の関与を強化することとし、所要の措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

300

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業に係る人員基準の見直し

提案団体

直方市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業に係る人員配置要件の見直し

具体的な支障事例

一時預かり事業の実施においては、現行でも保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合に、保育士1名で実施可能とする等の緩和がされているが、本市では、保育士不足が深刻であり、国基準の一時預かり事業を実施できていない。

そのため、市の単費で、保育士1名による独自の一時預かりを実施しているが、市独自の一時預かりでさえ、市内の保育所 14 施設中 1 施設しか実施できていない状況にある。

平成 28 年度の市独自の一時預かりの実施件数は延べ 20 件であり、「就職面接があり、他に預かりを行うあてがない」等の理由で利用されており、突発的に需要が生じた際に需要に応える人員を確保することが重要であるが、現行の最低2人の人員配置要件を確保することに苦慮している。

例えば、保育所等と一体的に一時預かり事業を実施し、当該保育所等の職員の配置が加配(配置基準より多く配置)されており、その支援を受けられる場合で、利用児童数が少ない場合に、下記①又は②の人員配置で一時預かり事業を実施できるよう求める。

①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名
②子育て支援研修修了者1名

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育士の確保が困難な地域において、小規模な一時預かり事業の実施が可能となり、地域の実情を踏まえた保育ニーズにきめ細かく対応することができる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法、児童福祉法、児童福祉法施行規則、一時預かり事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、熊本市

○現在、本市では国基準の一時預かり事業を実施している施設は 12 施設あるが、人員配置が困難なため国基準の一時預かり事業が実施困難であると申し出を受けるケースが増えている。実施方法の緩和については検討していただきたい。

○本市における一時預かり事業の需要は年々高まっており、特に待機の方の利用が多い状況である。保育士の確保については、本市の教育・保育施設で人員確保が困難となっている中、一時預かり事業を実施している保育所は、さらに厳しい状況にあることから、一時預かりの受入人数を制限をするなどしている。
○専任保育士が確保できず、一時預かりを休止した施設がある。

各府省からの第1次回答

「一時預かり事業」については、「一時預かり事業実施要項」において、1日当たりの平均利用児童数が概ね3人以下の場合については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第23条第2項に定める市町村長が行う研修を終了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者(家庭的保育者)を保育士とみなすことができることと定めており、ご要望の内容については現行制度下においても、市町村の判断により、実施可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○家庭的保育事業は当市規模の自治体ではニーズがなく、家庭的保育事業者がいない。そのため、家庭的保育者による職員配置の緩和策を活用できず、現行制度下でも一次預かり事業を実施できない。
○一時預かり事業は、保護者ニーズが高い事業である一方、突発的利用が多く、事業者にとって、一時預かり事業のための人材を保育所本体と別途確保することは、経営上困難である。また、保育所本体では不要な、家庭的保育者研修を受講させるインセンティブがない。
○「家庭的保育者」と「保育所で保育補助者として、保育業務に従事した期間が十分にある者」を比較した場合、質、経験やノウハウについて大きく異なる。
○一定の条件下で、「保育所で保育補助者として、保育業務に従事した期間が十分にある者」であって、保育士と同等以上の知識や技術を有することを市町村長が認めた者が一時預かり事業を実施することができるようにすることで、一時預かり事業の実施事業者を確保することができる。
○また、市内には、子育て支援員研修の、地域保育コース(地域型保育)を受講した者はいないが、その他コース等の修了者はいらる。家庭的保育者だけでなく、子育て支援員研修の基本研修や基本研修+専門研修(コース不問)の修了者を認めることで、一時預かり事業を実施できる。
○地方では、保育現場の人材不足が深刻であり、保育補助者等の活用は、保育の受け皿を確保する上で非常に重要な課題であるため、①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名や②子育て支援員研修修了者1名で一時預かり事業が実施できるよう、早期に検討いただきたい。
(補足資料参照)

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○家庭的保育事業者は全国に958件しかなく、そのうち約半数は東京都に所在しているため、地方には家庭的保育事業者がない場合も多く、提案団体には、家庭的保育者がいない実情にある。
保育所等との連携体制や利用児童数等の要件を設定することにより、家庭的保育者以外の者が、1人で一時

預かり事業を実施できるよう検討すべきではないか。

○保育と預かりは異なるため、保育補助者が一時預かりをすることは困難とのことだが、現行で、家庭的保育者研修の受講をせず、実務経験により家庭的保育者として認められている者がいる。当該者と比較して、実務経験豊富な保育補助者に不足している資質について、説明すべきではないか。

○一時預かりを実施する場所が、保育所等の施設である場合、当該施設の保育従事者であって、一定の要件を備えている者であれば、家庭的保育者の資格はなくても、一時預かり事業の実施者として、適当なのではないか。

○子育て支援員研修の基本研修修了者や専門研修修了者(コースは問わない)について、要件を緩和することができないか検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

○一時預かり事業は一時的に家庭での保育が困難となった場合において保育所、幼稚園、認定こども園等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備することを目的とした事業である。

○一時預かり事業における質を確保するため、「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」の要件として、子育て支援員研修よりも充実した研修を行っている家庭的保育者研修を行うこととしており、ご指摘のような子育て支援員研修終了者等を要件とすることは保育の質の確保という観点からも認めることはできない。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(3)児童福祉法(昭22法164)

(vi)一時預かり事業の職員配置(児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)36条の35)については、1日の子どもの受入れ数がおおむね3名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内の同一の場所において、保育所等を利用する子どもと合同で預かる場合の職員配置等の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

210

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

身体障害のない高次脳機能障害者に対する自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第5条第12項で規定される「自立訓練」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(以下「施行規則」という。)第6条の7第1号「機能訓練」及び第2号「生活訓練」としてそれぞれ対象者、支援の内容が定められているが、障害の種別によらず、いずれの自立訓練も受けられるよう対象者の要件を緩和するよう求める。

具体的な支障事例

高次脳機能障害については、記憶障害や注意障害、遂行機能障害のように身体障害を伴わないが、就労や社会復帰に支障を来す事例がある。
そのような事例については、理学療法士や作業療法士の専門職種が、対象者の障害の個別性に応じて認知リハビリテーション等を実施するとともに、神経心理学的検査や行動評価等によるモニタリングを行い、さらにリハビリテーションにフィードバックすることが、機能の改善や代償機能の獲得のため、有効である。このリハビリテーションは障害福祉サービスにおいては、自立訓練(機能訓練)が相当するが、その利用対象者は身体障害のある者に限られているため、身体障害のない高次脳機能障害者は適切な障害福祉サービスを受ける機会がない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域において専門職種による適切なリハビリテーションを受けることで、対象者の注意障害や遂行機能障害等が改善され、手段的日常生活動作の再獲得が可能になり、高次脳機能障害者の就労や社会復帰を支援することができる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の7

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、ひたちなか市、埼玉県、新潟県、高山市、多治見市、大阪府、岡山県、長崎県、熊本市

○疾病や事故などのため脳が損傷されたとき、身体障害は生じないが、記憶障害や注意障害、遂行機能障害などの高次脳機能障害のみが後遺症として生じる例がある。
高次脳機能障害を合併する身体障害者に対し、理学療法士や作業療法士、言語訓練士等の専門職によるリハ

ビリテーションを、法の障害福祉サービス自立訓練(機能訓練)として実施している。しかし、自立訓練(機能訓練)は、身体障害を要件としているため、身体障害を合併しない高次脳機能障害者は利用できない。

○法令の規定では、高次脳機能障がい者を対象とする生活訓練に理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションが含まれていないが、高次脳機能障がいの方は、手帳等級に該当しない軽度のマヒ又は身体障がいを伴わなくても半側空間無視などにより、機能訓練・作業療法を必要とする方が多い。理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等の専門職種が、障がいの個別性に応じて機能訓練とともに認知リハビリテーション等を実施できるよう機能訓練の対象者要件の緩和を求める。(基準省令による多機能型事業所における人員基準の緩和だけでは不十分。)

○高次脳機能障害者には、記憶障害や注意障害、遂行機能障害の症状で、身体障害を伴わないが、機能の改善や代償機能の獲得のため、継続した訓練が必要な事例がある。

しかし、自立訓練(機能訓練)の対象者は身体障害のある者に限られているため、身体障害のない高次脳機能障害者は適切な障害福祉サービスを受ける機会がない。

○【制度の必要性】

身体障害のない高次脳機能障害者も、身体機能及び生活能力の維持、向上等のために支援が必要であり、高次脳機能障害者の就労や社会復帰等の効果が期待されるため、賛同する。

○高次脳機能障害について、身体障害者手帳取得には至らない者についても適切な障害福祉サービス(自立訓練(機能訓練))を受ける機会が必要と考える。

○同様の支障事例は、複数確認されており、対象者の身体障害の有無にかかわらず、包括的なリハビリテーションが受けられることで、より早期の就労・社会復帰が望める。

○自立訓練(機能訓練)の一環として行うPTによる市街地訓練やOTによる家事訓練などは、身体障害者手帳の範囲に該当しない程度の麻痺がある高次脳機能障害者の社会復帰に有効であるので、対象者要件の緩和が必要である。

○自立訓練(機能訓練)が利用できない場合においても、自立訓練(生活訓練)等の利用により対象者に障害福祉サービス等を提供できているところであるが、より適切な支援をおこなうために必要な要件緩和と考える。

○当事者の家族会から高次脳機能障がい者に特化したサービスがなく、家族が疲弊している現状があるとの話があり、専門の支援者によるサービス体制を早急に創設する必要がある。

○回復期リハビリテーション病院等を退院時には、身体障害者手帳を取得できていない場合があり、その場合には、身体障害者手帳の交付を受けるまでの間、自立訓練(機能訓練)を利用することができない。

社会復帰に向け、退院時からの継続したリハビリテーションは有効であるため、医師の診断書による利用を可能とするなど対象者の要件を緩和するよう求める。

各府省からの第1次回答

障害者総合支援法に基づく自立訓練は、身体障害者又は難病患者に対して身体機能の向上に係る訓練を提供する機能訓練と、知的障害者又は精神障害者に対して生活能力の向上に係る訓練を提供する生活訓練がある。

機能訓練及び生活訓練の対象者については、制度が施行された平成18年度以前の状況を踏まえ運用されてきたものであるが、障害者のニーズの多様化を踏まえどのような対応が可能であるか、平成30年度報酬改定の議論の中で検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成30年度報酬改定の議論の中で、本提案において求める措置の具体的内容が、どのような方向性で検討されるか明確でないため、改めて以下のとおり、施行規則の改正による本提案の実現を求める。

現行の施行規則を改正することのないまま障害福祉サービス報酬の改定によって対応する場合、自立訓練(生活訓練)の範囲でリハビリテーションを実施することになる。しかし、自立訓練(生活訓練)は、その人員基準(※)において理学療法士又は作業療法士(以下「療法士等」という。)の配置が妨げられているものではないものの、必須とはされていないことから、自立訓練(機能訓練)事業所に対応することが適切である。

既存の生活訓練事業所は、「平成18年度以前の状況を踏まえ運用されてきたもの」であり、仮に障害福祉サービス報酬による何らかの対応がなされた場合でも、直ちに高次脳機能障害者に対する医学的リハビリテーションの実施体制を取り得るとは考え難い。それよりも、人員基準上、療法士が必置となっている機能訓練事業所は、身体障害のある高次脳機能障害者に対し医学的リハビリテーションを実施しており、地域においてこのような社会資源を有効活用することが適切な対応である。

(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大阪府】

平成26年度診療報酬改定においては、「維持期リハビリテーションの介護保険への移行促進等の取組」がなされたが、その際、移行の対象とならないケースとして、「高次脳機能障がい、失語症、失認及び失行症などで、治療継続により状態の改善が維持できると医学的に判断される場合」が挙げられた。

また、平成27年度介護報酬改定では、「活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進」という観点で、通所リハビリテーションにおいては、「生活行為向上リハビリテーション」とが新たに導入されたところである。

高次脳機能障がいの方々の回復期病院退院時の状況は、医師の判断により医療によるリハビリが必要な方と維持期リハへの移行が妥当であると判断された方の両者が存在するが、原因疾患が脳血管疾患の方の場合、維持期リハの移行が妥当と判断された方の場合には、介護保険優先の原則により、一律、介護保険によるリハに繋がれる場合が多い。

高次脳機能障がいのほとんどは中途障がいであり、40代以降は受傷原因が脳血管疾患である割合が増えるが、働き盛り世代の最大のニーズは就労である。介護保険による維持期のリハが生活行為向上に焦点をあてたものとなったとしても、就業年齢でない高齢者層をターゲットとした生活行為向上では働き盛り世代に対応しがたい。また、医療におけるリハビリの中で、生活行為に焦点をあてたリハビリを行うことも困難である。介護保険第2号被保険者とならない頭部外傷の方を含め、そらのニーズに対応し得るのは、障がい福祉サービスの自立訓練(生活訓練)であると考えられるため、医療・介護の同時報酬改定である30年度に向けて、就労ニーズに対応し得るリハビリのあり方についても整理し、自立訓練がその部分を柔軟に対応できうよう検討願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

平成30年度報酬改定に向けた検討を行っている障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、機能訓練及び生活訓練については、訓練の対象者を限定している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の7を改正し、機能訓練・生活訓練ともに障害の区別なく利用できるよう具体的な検討を行っているところ。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(ii)自立訓練(機能訓練及び生活訓練)については、障害者のニーズを踏まえ、利用できる者の要件を含めたサービスの在り方について検討し、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

212

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

無料低額宿泊事業に係る届出制を許認可制に変更

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

無料低額宿泊事業に係る「届出制」を「許認可制」に見直すこと。

具体的な支障事例

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業は、同法第69条に基づき事業開始の日から1月以内に事業経営地の都道府県知事に届出を行わなければならないこととされている。しかし、あくまでも届出制であることから、形式要件を整えた届出であれば、不適切な事業であっても自治体は届出を受理せざるを得ない。また、施設の設備、運営等に関しては国から指針が示されているが、事業者に対する行政指導を行っても実効性の担保が十分とは言えない。

このため、さいたま市では事業者の刑事事件等を発端に、事業運営の適正化を図ることを目的とした条例を平成25年に制定し、事業の適正化を図ってきた。さらに、不適切な事業者に対しては長期に渡る調査や指導を踏まえ、平成29年1月には行政処分を行ったところである。

しかしながら、本事業は「届出制」であり、事業開始後によりやく調査や指導が可能になること、また、行政処分を行うには十分な調査や指導を経る必要があることから、処分決定までには一定期間を要しており、その期間において事業者は多くの路上生活者を施設に入所させることが可能となっている。また、事業者が提供するサービス内容について法律に規定がないことから、入所者は適切な水準にあるサービスを事業者から受けられない可能性が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

許認可制の導入により、事業開始前において不適切な運営が疑われる事業者の参入を排除することが可能になる。

また、法に基づき事業内容や施設基準を設けることにより、事業開設後における事業の質の維持を確保することが可能になり、施設入所者に対する適切なサービスが提供できる。

根拠法令等

社会福祉法第2条第3項第8号

同法69条,72条

平成27年4月14日付け社援発0414第7号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」の一部改正について(通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、千葉県、新潟市、名古屋市、大阪府、福岡市、熊本市

○無料低額宿泊所事業は、第二種社会福祉事業として届出制となっており、形式的要件が整っていれば受理せざるを得ない。また、事業開始後においても社会福祉法第70条に基づく検査を実施し、県の「無料低額宿泊所事業を行う施設の設備及び運営に係るガイドライン」の基準に適合しない場合、改善を求めているが、法令に基づく基準ではないことから、指導の実効性は十分とは言えない。本事業において、利用者の利益の保護を図るには、法令による基準の設定が必要である。

○本市では、平成15年に国から示された「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」に基づき、「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所の届出及び運営の基準に関する指針」を独自に定め、事業者に対して指導を行っているが、法律に基づく指導権限がないため、指導には限界がある。また、この指針では、社会福祉各法に法的位置付けのない施設に対する指導を行うことはできず、実態の把握は困難である。国において平成27年度に指針の見直しが行われたが、届出制の見直し及び施設整備・運営に関する基準並びに指導権限を明記した法整備がなされておらず、実態の把握が困難な状況にある施設に対する調査・指導や、不当に営利を図るなどした事業者に対する経営の制限・停止の決定について、本市にとって過大な負担となっている。以上のことより、善良な事業者を排除することがないよう配慮しつつ、無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設への入所者の適正な処遇を確保し、質の向上を図るため、届出制の見直し及び施設整備・運営に関する基準並びに強い指導権限を明記した法整備を行うことが必要である。

各府省からの第1次回答

- 無料低額宿泊事業を許認可制にすることについては、現に無料低額宿泊施設に起居している者の住まいの確保が困難となるおそれがあり、直ちに許認可制を取ることは困難と考えている。
- しかしながら、無料低額宿泊事業を実施する事業者の中には、生活保護受給者等を狭い部屋に住ませ、高額の利用料を徴収するなど、いわゆる「貧困ビジネス」といわれるような悪質な事業者があることから、生活保護受給者の生活の質の確保を図るためには、悪質な事業者を規制していく必要があると考えている。
- このため、無料低額宿泊所の設備・運営基準に関して現在の「ガイドライン」に基づき指導を行う形ではなく、法令に基づく最低基準を設け、その基準を満たさない事業者等に対して、行政が改善命令などを行うために必要な法令上の規定の整備を行うことなどを中心として生活保護受給者の居住者支援の在り方全般について、今後の生活保護制度の見直しの議論の中で具体的な検討を進めることとしている。なお、この議論については指定都市市長会も参画して、生活保護制度に関する国と地方の実務者協議及び社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において議論されているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

許認可制にすることをもって、現に無料低額宿泊施設に起居している者の住まいの確保が困難となることには直接結び付かないと考える。

さいたま市では、平成26年度から3か年の間に社会福祉法の届出を行っていない無届施設に対し、利用者約1,000名を民間アパート等への転居支援により半減させた実績がある。

仮に、居住している者が住まいを失ったとしても、その場合の受皿として、民間アパートや公営住宅のほか生活保護法の救護施設や老人福祉法の有料老人ホーム等が考えられ、社会資源の有効活用により退去者の受入は可能である。

また、8月2日の専門部会において、部会長から指摘もあったように、懸念があったとしても経過措置を設けることで対応可能である。

なお、厚生労働省は「現在行われている生活保護制度の見直しの議論において、法令に最低基準を明記し、基準を満たさない事業者に対して、行政が改善命令などを行うために必要な規定の整備を行うなど、生活保護受給者の居住支援の在り方全般について具体的な検討を進める。」との回答であるが、あくまで届出制を前提としている。

この場合、現行制度と同様に、法令に基づく最低基準を満たさない事業者が違法性を認識しながら事業を開始することが可能であること、更には改善命令などを行ったとしても、改善されるまでの間は違法な事業者の経営が可能であり、入居者は劣悪な環境での生活を余儀なくされる。このように、届出制である限りは悪質な事業者の参入を許し、生活支援を行う良質な事業者が活動しやすい環境づくりや入居者の福祉を著しく阻害することから許認可制を取ることを20政令指定都市の総意として、重ねて強く求めるものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ いわゆる「貧困ビジネス」については、劣悪な環境下でサービスが提供されたり、重大な事故が発生するなど、利用者の生命や健康を脅かす恐れが高い状況にあるので、むしろ許認可制という実効性と迅速性のある規制により、速やかに悪質な事業者を排除し、利用者の保護を図っていくべきではないか。

また、直ちに許認可制にすることができない理由として、「現に起居している者の住まい確保が困難になる恐れ」を挙げているが、悪質な事業者を排除していくために規制強化を行うのであれば、いずれにせよ利用者の受皿確保等の措置は必要であり、生活保護法の救護施設や公営住宅への入居、民間アパート等への転居支援等で対応していくべきではないか。

○ 過去、届出制から許可制に移行した例も踏まえ、十分な期間を経過措置期間として規定し、既に届出をしている事業者については許可事業者とみなした上で、悪質な行為を事後的に規制しつつ、悪質な事業者の新規参入については事前に規制する制度設計とすれば、関係者の懸念を解消しつつ、実効性のある規制強化が行えるのではないか。

○ 生活保護制度に関する国と地方の実務者協議の場等において、引き続き検討を進めるとのことであるが、政令指定都市側からは、許認可制についても要請を行っていると聞いており、特に規制の実効性と迅速性を確保する観点について、地方側の声をより細やかに聞いた上で、検討を進めるべきではないか。

各府省からの第2次回答

○ 様々な居住の形態がある中で、無料低額宿泊事業についてのみ、許認可制としたとしても、いわゆる「貧困ビジネス」と呼ばれる事業者が無許可で事業を続けることも考えられることから、良質な事業者の育成と悪質な事業者の規制を同時に進めることが必要と考えている。

○ 現在の社会福祉法においても第七十二条に基づき、例えば事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、経営の制限や事業の停止等を命じることは可能であるが、このような処分に至る例自体は少なく、改善命令等の規定を整備することにより、サービスの提供の適正化を行っていく必要があると考えている。このような現状において、事後的な規制を十分に行ってもなお足りず、本来自由な行為を予め禁止する事前規制である許可制が必要と言えるかどうかは慎重な検討が必要と考える。

○ いずれにせよ、指定都市市長会も参画している社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会等において議論していきたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(17)社会福祉法(昭26法45)

国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業(2条3項8号)については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質の確保を図るため、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対して都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするとともに、新規参入する事業者が当該基準を満たしていることをあらかじめ確認できるようにするため、都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行うこととしている届出を事業開始前の届出に改めることについて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

215

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化。

具体的な支障事例

施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況。具体例は以下のとおり。

【相模原市の事例】

○処遇改善等加算に係る事務

「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大であること、加算額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。

○市システムによる請求事務の指導・助言

施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。

根拠法令等

・子ども・子育て支援交付金交付要綱

・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成 27 年内閣府告示第 49 号)

・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成 27 年 3 月 31 日府政共生第 349 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、秋田市、山形市、ひたちなか市、川越市、海老名市、静岡県、城陽市、豊田市、大阪府、伊丹市、浅口市、山陽小野田市、徳島県、北九州市、新宮町、佐賀県、長崎市、大村市、熊本市、延岡市

○(処遇改善等加算に係る事務)

加算認定に係る考え方が施設側に浸透していない中で、平成29年度は新たに、「処遇改善Ⅱ」の項目が追加された。平成29年度は当該加算の認定にあたり、研修受講の要件は不問とされたが、当該要件の適用時期が不透明であり、施設側の不安をあおっている。さらに、従来からの処遇改善Ⅰの加算も含め、額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であり、当該積算に助言する行政側にも大きな負担がかかっている。

(市システムによる請求事務の指導・助言)

施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。さらに、平成29年度からは新たに「処遇改善Ⅱ」の項目が新設され、当該加算項目による事務負担が増大した。

○処遇改善等加算の実績報告書の作成に当たり、実績額を算出するための全国統一の様式やシステムファイルを提供してほしい。

また、加算項目を簡素化し、請求事務の負担軽減を図っていただきたい。

○<制度が複雑かつ難解という点に関して>

施設型給付費について、分園のある保育所における加算の適否の判断が内閣府と厚労省とで異なる事例が生じた。詳細は以下のとおり。

①年度当初は区の判断で加算をつけていたが、都を通じて内閣府に照会したところ「加算不可」との回答を得たため、遡って減額精算した。②事業者から、「直接厚労省に照会したところ「加算可」との回答を得た」との苦情があり、再度都を通じて内閣府に照会。③内閣府の回答が「加算可」に変わったため、再び年度当初に遡り、加算をつけ直した。

※該当する加算項目は主任保育士専任加算、療育支援加算、施設機能強化推進費加算等。

○処遇改善等加算について、施設から、職員一人当たりの賃金改善額を対象人数分支弁する等事務を簡素化して欲しいとの声が寄せられている。

○処遇改善等加算の取扱いについては、平成27年8月28日付け事務連絡で考え方が示されているが、複雑かつ難解なため、市町村の説明や各施設での運用に苦慮しており、事務及び制度の簡素化が必要である。

○制度が複雑・難解であり、処遇改善等加算に係る事務等において、制度の理解や算定に必要な事務作業が煩雑・膨大となっており、事務負担が増大している。

施設型給付費等算定の事務にあたっては、施設において給付費の算定・請求を行い、町で確認・支給事務を行っているが、当月分の給付費は当月で支給と定められていることから、短期間で給付額の算定、請求、支給事務を行わなければならない、施設側・行政側ともに大きな負担となっている。

施設型給付費等の算定方法に係る事務が簡素化されれば、施設側・行政側ともに負担軽減となり、よりよい子育て環境の整備が図られるものとする。

○本市でも同様に、処遇改善等加算に係る事務において、「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。

○提案市からの事務改善方法に賛同。その他自治体及び事業者がデメリット無く行える改善策としては以下のとおり。

1 職員配置が要件となっている加算に係る適用単位の見直し

(理由)

「3歳児配置改善加算」等、加算には担当職員の配置が要件とされているものが多いが、現在は月単位の認定であるため毎月配置状況を確認する必要があり、この報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。

加算の適用単位を「6か月」若しくは「3か月」に変更すれば、事務負担の軽減に繋がる。

2 特定加算部分における「3月初日の利用子どもの単価に加算」要件の見直し

(理由)

「施設機能強化推進費加算」や「入所児童処遇特別加算」等、特定加算部分については、多くの加算が「3月初日の利用子どもの単価に加算」とされているが、3月の支給後、子どもの月途中入退所等があった場合、精算は翌年度4月とならざるを得ない。

自治体及び殆どの事業者にとって3月～4月は決算を控えた年度末であり、業務繁忙及び決算処理の遅れに繋がっていることから、加算の時期を「10月初日」とすれば、平準化による事務負担の軽減に繋がる。

3 処遇改善等加算の賃金改善要件分に係る加算見込額計算方法の簡素化

(理由)

賃金改善要件分については、各月初日の利用子ども数により変動することから、3月を待たないと年間額が確定しないため、事業者側からは見込みが立てにくく運用しにくいとの苦情が多く寄せられている。

毎月の利用子ども数により支給するのではなく、「4月初日」若しくは「10月初日」の「利用子ども数」により1年

分を1回で支給する方が、自治体の事務負担軽減及び事業者の見込みの明確化に繋がる。

4 「主任保育士専任加算」等における「延長保育」、「一時預かり」、「病児保育」等を「複数実施する施設に加算」要件の撤廃

(理由)

「主任保育士等専任加算」をはじめ、上記のような事業を複数実施していることが要件となっている加算が複数あるが、そもそも要件としての意味をあまり見い出せないにも関わらず、実施状況を毎月確認する必要があるため、報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。

要件を廃止すれば、双方にとっても事務負担の軽減に繋がる。

5 人事院勧告に基づく公定価格単価の遡及改定時期の見直し

(理由)

平成 27 年度及び平成 28 年度と、人事院勧告に伴う公定価格の遡及改定が行われているが、何れも年度末に実施されており、自治体でも事務対応に苦慮しているほか、事業者からも、この時期に人件費引上げ分として交付されても対応が困難である旨、苦情が寄せられている。

補正予算による対応であるためこの時期となっていることは承知しているが、9月～10月頃などの早い時期に交付となれば、自治体及び事業者ともに、事務の大きな軽減に繋がるものとする。

○処遇改善加算については、「基準年度の賃金水準」についての考え方の理解が浸透していないばかりでなく、制度上それらについては施設でしか推定・計上できないため、実績報告を受ける市町村では、基準年度の賃金水準について正しく設定ができていないかどうか、判断がかなり難しい。また、施設・市町村双方で確認する書類も膨大になる。

○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。

○本県における加算認定事務は、夏(8月頃)～冬(1月中旬)まで行っており、業務の負担が大きい。

○処遇改善等加算に係る事務については、提案団体と同様

特に、賃金改善要件分に係る加算額の算出については、毎月支給している当該加算の額を把握できていない施設がある。

賃金改善を適切に実施するためにも、現行の仕組みをシンプルな構造・方法に改めて欲しい。

○処遇改善等加算に係る事務

「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等、制度が極めて複雑で、行政・施設双方の負担が非常に増大している。

○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であるとする。

○計算方法が複雑なうえ、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分を考慮するなど、単価改定ごとに給与規定を改定することを念頭に置かれたような制度設計であり、現実にそぐわない。

○提案団体と同様に、施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況である。

○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。

事務の簡素化に取り組む必要性を強く感じている。

○制度が複雑・難解で行政、施設共に加算に係る事務及び要する時間も増加した。事務の簡素化を行うことで行政・施設共に業務効率化を図ることができる。

○本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。

○制度が複雑であるため、行政・施設ともに事務量が增大している。

提案市の具体例と同様に「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算額の積算方法等が複雑であるため、施設から提出された書類に対し訂正を求めるケースが多く、行政・施設双方に負担が増大している。

○処遇改善加算について、加算額の算出方法も複雑なため施設側の対応が困難なうえ、行政側も職員の勤続年数の算出等の確認作業に時間がかかり、負担となっている。さらに、現行の加算に加えて新たな加算が追加されていくため、施設・行政ともに新たな制度に対応しなければならず、事務処理負担が増大している。

各府省からの第1次回答

○ 処遇改善等加算に係る事務

処遇改善等加算に係る事務の取扱いについては、平成 27 年 8 月 28 日及び平成 28 年 6 月 17 日に事務連絡を发出しており、周知を図っているところ。また、平成 28 年事務連絡においては「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な算定方法」をお示しするとともに、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することが可能であることをお示しし事務の簡素化を図っている。加えて、平成 29 年度においては、処遇改善等加算Ⅰ（職員一人当たりの経験年数に応じた処遇改善）のキャリアパス要件について、平成 29 年度より追加された処遇改善等加算Ⅱ（技能・経験に応じた処遇改善）を受ける場合には、当該要件に係る届出の提出を不要としている。処遇改善等加算Ⅱについては平成 29 年 5 月 30 日に Q&A 集を发出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」や「年齢別児童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び事務の簡素化を図っている。

「基準年度の賃金水準」の考え方など処遇改善等加算に係る事務については、保育士等の処遇改善が適切に行われる必要があることを踏まえ設定されているものであり、取扱いについて十分ご理解いただけるよう引き続き情報提供等を行ってまいりたい。

○ 市システムによる請求事務の指導・助言

施設型給付費の支払いについては、子ども・子育て支援法施行規則第 18 条において、毎月、支給するものとされているところであるが、平成 27 年 2 月 3 日事務連絡等において自治体の実情により必要と認められる場合には、あらかじめ概算払いによることも差し支えないこととしている。また、平成 27 年 5 月 20 日事務連絡において、市町村において加算の認定にまで至っていなかったとしても、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用する等の配慮をご依頼している。

○ また、「子育て安心プラン」(平成 29 年 6 月 2 日)において、「保育士の負担軽減のため、給付事務に係る実態把握と ICT 化に向けたシステムの標準仕様や自治体手続きの標準化を含む改善策検討のための調査研究を行う」こととしており、事務負担の軽減についても検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

処遇改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために導入されたものであるが、現状はその事務処理に多大な労力を費やしており、施設にとっても大きな負担となっている。結果として施設がより良い子育て環境の整備に注力できるような状況となっていない。

「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」を提示されたとあるが、この方法では教育・保育従事者及び常勤・非常勤の別に報告が必要となっている賃金改善実績報告書の作成に対応できておらず、「簡便な方法」を推奨されるのであれば、賃金改善実績報告書の簡素化が必要である。

処遇改善が適切に行われる必要があることは理解できるが、公定価格総額に対する人件費割合で算出する方法など、明確かつ単純な評価基準の設定を行い、少なくとも施設側が制度を理解し自ら給付費を容易に算定できる仕組みにすべきであり、様々な事務連絡等を示されても問題が解決されていないということは、抜本的に制度を見直す必要があると考える。

今後、事務負担の軽減について検討をしていくということだが、実際に事務を行っている自治体や施設の意見が反映されるよう、十分考慮していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

処遇改善等加算に係る事務について、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することなど、現在示されている方法を行ってもなお、多大な書類の確認が必要となっており、簡素化が図られているとは言えない。

【山陽小野田市】

回答にあるような簡素化をもってしても、多大な事務の負担解消には至っていない、保育現場から多くの問い合わせがあり、内閣府に照会しても迅速な回答が得られない状況で、現場はかなり混乱しているということを御理解いただきたい。

【山形市】

事務連絡、Q&A 集は、いずれも当該年度の取り扱いを、当該年度に入ってから发出している状況。各施設・事業者の運営計画、人材募集・配置、資金計画や、自治体の予算編成のためには、適用すべき年度の前年度に通知や Q&A 等を发出し、理解につなげるべきである。また、加算認定に至っていない場合の概算払い等についても言及しているが、加算認定に至らない主たる要因は、国通知が发出されないことによるものである。施設や自治体側に加算認定に至らない主たる要因がある場合は、平成 27 年 2 月 3 日事務連絡の有効性が見いだせるが、各種通知の发出が当該年度に入ってからなされている状況では、「自治体の実情により必要と認められる

場合」とは考えられない。

取扱いについての理解を深めるためには、Q&A集、事務連絡等の発出を、適用年度の前年度、地方自治体の予算編成時期に間に合うように発出いただくとともに、国による自治体等を対象とした説明会等の実施をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

処遇改善等加算については、従来より通知やFAQで取扱いをお示しするとともに、平成29年度当初予算により措置した子ども・子育て支援推進補助金により、事業者を対象とした説明会の実施に係る費用や事業者からの賃金規程等の相談に応じる職員(社労使等)の雇上費、電子システムの改修に係る費用等の支援を自治体に対して行い、処遇改善等加算の円滑な実施を支援することとしている。

なお、「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」と賃金改善実績報告書の作成における書きぶりとの対応については、対応を検討していきたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(31)子ども・子育て支援法(平24法65)

(iii)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。

・処遇改善等加算Ⅰ(特定教育・保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)における賃金改善実績報告書については、基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額の簡便な算定方法(平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて(平28内閣府子ども子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課))に対応した様式への見直し等を行い、地方公共団体に平成29年度中に通知する。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

・職員1人当たりの平均経験年数の算定に当たっての派遣労働者の取扱い及び育児休業の取得期間等の取扱いについては、地方公共団体に平成30年度中に通知する。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

・施設・事業所が作成する職員の在職証明書については、記載すべき事項等を整理し、地方公共団体に平成30年度中に通知する。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

・国家公務員の給与改定に伴う公定価格(同告示1条12号)の改定については、関連予算の成立後、速やかに告示を改正し、地方公共団体に可能な限り早期に必要な算定方法等を周知する。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

216

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化。

具体的な支障事例

施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況。具体例は以下のとおり。

【相模原市の事例】

○管外受委託児童に係る請求及び支払事務

請求及び支払いにあたり、対施設や自治体間での情報のやり取りが煩雑で、円滑な請求及び支給事務の妨げとなっている。

○市システムによる請求事務の指導・助言

施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。

根拠法令等

・子ども・子育て支援交付金交付要綱

・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号)

・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、ひたちなか市、海老名市、静岡県、豊田市、知多市、大阪府、伊丹市、山陽小野田市、北九州市、新宮町、大村市、熊本市

○ 管外受委託児童に係る請求及び支払事務の簡素化に向けては、国の公定価格に基づく給付費等に関する

検討と併せて、各地方自治体が給付費等に上乘せして独自に助成している費用についても、同時に検討することが必要と考えます。

具体的には、現在、本市では、市内に居住する児童が市外の保育所等を利用した場合に、保育所等の所在地の地方自治体の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。これは、同じ保育所等を利用する児童の間で受けられる保育の内容に差が生じないようにするとの考えによるものです。

また、多くの地方自治体でも同様に、市外に居住する児童が市内の保育所等を利用した場合には、市の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。

しかし、一部の地方自治体では、財政状況などから、保育所等の所在地の水準に合わせた独自助成の費用までは負担できないという地方自治体もあるため、市内の保育所等からは、そのような地方自治体の児童を受け入れた際の負担軽減について、市に要望が寄せられています。

管外受委託児童に係る請求及び支払事務について、広域的な組織に給付事務を委託する仕組みを検討する際には、各地方自治体の独自助成の支払いの仕組みの共通化も併せて検討することで、事務の簡素化と、費用負担の考え方の違いの解消につながると考えます。

○本県内の市町においても施設型給付費等の算定が複雑なことから、年間の実績見込み誤り等により、国庫・県費負担金に多くの過払いと返還が発生し、国及び県の予算に大きな影響を及ぼす恐れがある。

○請求及び支払事務については、自ら給付額を正しく計算できる施設が少なく、殆ど市が請求書を作成している。管外受委託児童に係る請求及び支払事務は各所に内容の確認を行っているが、それでもミスが多く何度も請求書の差し替えが発生していることから、簡素化の提案に賛同する。

○他市委託児童については、退所・利用者の異動・認定の変更等を含む情報のやり取りが煩雑。

○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。

○本県においても処遇改善加算の審査事務を行っており、大量の書類の確認や市町及び申請者との連絡調整を頻繁に行う必要があり、多くの職員が時間外勤務を行うなど多大な負担が生じている。

○提案団体と同様の事例が生じているため制度改正が必要であると考え。

○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考え。

○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。管外受委託は、件数事態は少ないが、算定そのものが複雑であり、事務の簡素化に取り組む必要性を強く感じている。

○当町においても管外受委託の該当ケースがあるが、費用の算定から請求、支払い事務に関しては、複雑な制度もあいまって煩雑となるケースがある。給付費の支給に関して当該月内での支給となっているため非常に苦慮しているところである。管外受委託に関する支給期限を緩和することで事務の効率化が図れるものと考えられる。

○管内児童の管外施設入所に係る請求及び支払事務については、管外施設との間で加算認定状況や月初人数など給付上の各種情報を毎月やり取りしなければならない、一定の事務負担が発生している。

<制度改正の必要性>

管外児童に係る毎月の給付費支払については、施設の所在自治体が管内児童に係る給付費と併せて一端は立て替え、年度終了後に国から国費負担金の特例として全額補填する仕組みにすれば、事務軽減の一定の効果が見込める。

○本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。

各府省からの第1次回答

○ 市システムによる請求事務の指導・助言

施設型給付費の支払いについては、子ども・子育て支援法施行規則第18条において、毎月、支給するものとされているところであるが、平成27年2月3日事務連絡等において自治体の実情により必要と認められる場合には、あらかじめ概算払いによることも差し支えないこととしている。また、平成27年5月20日事務連絡において、市町村において加算の認定にまで至っていなかったとしても、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用する等の配慮をご依頼している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

管外受委託児童に係る請求及び支払い事務について、提案事項に対するご回答をいただきたい。

事務量が增大している原因は、自治体間での情報共有を前提とした仕組みでありながら、そのためのツールが整備されていないことだと考える。各施設における認定状況や各月初日在籍児童数などの情報を広域的にデータベース化し一元管理することや、都道府県単位で広域組織が給付事務を行うなどの仕組みづくりが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

施設型給付費については加算認定まで至らない段階で概算払いし、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用することが可能とされているものの、各施設・事業者においては、遡及して加算が認定されないこととなった場合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業者においてその事務が速やかに行えるよう施設型給付費の算定等について見直しいただきたい。

【山陽小野田市】

「自治体の実情により必要と認められる場合」というケースが不明確であり、法令に則って毎月支給している。また、前払いによる概算払が可能であったとしても、月々の給付費算定事務の負担の大きな軽減にはならない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

施設型給付等は各市町村において、地域の実情に応じて実施していることから、認定基準等さまざまな差異があり、入所調整等に当たっては、両市において引き続きその時期や調整方法等を十分に協議の上、ご対応いただきたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(31)子ども・子育て支援法(平24法65)

(iii)施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。

・広域利用時における請求事務等の取扱いについては、実態調査等を行った上で、制度運用の在り方について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

218

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農業分野における外国人技能実習制度について、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和

提案団体

黒石市、青森県

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省、農林水産省

求める措置の具体的内容

農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等での農産物選別研修が生産から販売まで一連をなす効果的な研修であると自治体が認める場合には、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を求める。

具体的な支障事例

農業には季節性があることから、積雪期の実習が難しいなど、個々の農業者や農業協同組合等の取組みだけでは、周年に亘り、技能実習を継続することが困難となっている。
一方、黒石市では「地域担い手レベルアップ事業」により新規就農者や若手農業者を育成したり、「くろいし農産物等販売力強化補助金」により、農業者が取り組む地産品等のブランド化や新たな販路開拓を支援しており、これらの支援を受けた地域の農業者や農業協同組合等の取組みを現場として、技能実習生に生産から販売まで一連をなす効果的な研修を受けていただきたいと考えている。
しかし、現行の制度では、技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限定されていることから、個人である農業者と農業協同組合等が共同で行うことができず、青森県の農業分野の実習生は、農業者が行う農産物栽培研修か、農業協同組合で行う農産物選別研修のどちらかのみ、しかも、1年未満で技能実習を終えざるを得ず、技能実習の効果を十分に得ることができない状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行制度の1実施者、1作業の受け入れ体系にとらわれることなく、技能実習の実施期間に予定される農業者の農産物栽培研修と農業協同組合での農産物選別出荷研修の技能実習が一体的に行われるなど、相互に実習機会を融通することにより、年間を通じて効果的な農業実習が可能となる。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律第8条
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律施行規則第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

藤崎町、千葉県、石川県、長野県、香川県、愛媛県、宮崎市

○ 本県では、年間を通じ多種多様の農産物が生産され、農業協同組合ではそれぞれの地域において選果作業を行っているところ。特定の農業協同組合では、こうした現場に外国人技能実習生を受け入れているが、年間を通じた作業がなく、長くとも半年程度しか受け入れることができない状況。このため、外国人技能実習生としては、期間・内容とも限定的な研修とならざるを得ない。もし、複数の農業協同組合が連携のうえ技能実習研修生の受入が可能となれば、受入可能期間である3年間にわたって幅広い研修体系の構築が可能となり、農業協同組合と研修生相互にとってメリットがあるといえる。また一方で、外国人技能実習生の受入に当たっては、製造業での登録となっていることから、選果・調整作業のみにしか従事することができず、農作業の技能実習を行うことができない。農業者と農業協同組合とが共同で技能実習を行うことができるようになれば、互いの研修場所においてより幅広い研修を行うことが可能となる。

○ 本県の農業は、農地を効率的に活用し、複数の品目を同一ほ場で作付けする形態が多く、作業の一部をJA等が実施する作業支援を活用する大規模経営体も多いことから、同一の経営体では、作付けから出荷までの一連の作業を十分習得できない場合も懸念される。このため、複数の農業法人やJA等における技能実習の組合せは、技術習得に効果的であると考えられる。

○ 域内のりんご移出業者が、冬期間の季節雇用で外国人の雇用を実施している例があり、冬期間の農産物選別研修と夏期における農業者の栽培研修を組み合わせる事により、りんごの生産から販売まで一連のより効果的な農業実習として実施する素地があると考えられる。

各府省からの第1次回答

本件御提案の要旨は、技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限定されているところ、「個人である農業者」と「法人である農業協同組合等」が共同で技能実習を実施することができるように規制緩和を求めるとのことである。そもそも複数の法人による共同での技能実習を認めている趣旨は、当該複数の法人が親子関係・同一の親会社を持つ子会社関係にある、あるいは相互間に密接な関係を有している場合には、その企業体としての組織力・安定性を活かして、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られることを狙いとしているものであり、個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないため認めていないもの。

なお、個人である農業者が、その業務の一部を農業協同組合に委託し、当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施主体となり、地方自治体も関与する形で、御提案のような農産物栽培と農産物選別出荷を行っている例はあるので、参考にさせていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないため認めていない」との回答であるが、農業においては組合員農家と農業協同組合の2者が期間を区切って技能実習の実施主体となることは円滑な技能実習に支障なく、より効果的な技能実習の実施が図られると考えられるが、そのような場合であっても認めるよう改善の余地はないのか。

○回答の「個人である農業者が、その業務の一部を農業協同組合に委託し、当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施主体となり、地方自治体も関与する形で、御提案のような農産物栽培と農産物選別出荷を行っている例」について具体的な事例などを教えていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉県】

農業協同組合単位では、地域が限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各産地の様々な技術を習得することが可能となると思われるため、引き続き要望をしたい。

【香川県】

JAが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共同性と同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

【法務省・厚生労働省】

一次回答にて回答したとおり、技能実習を共同で行うことができるのは、技能実習法第8条第1項において、企業体としての組織力・安定性等を活かすことができると考えられる法人のみに限っており、個人事業主と法人が共同で一の技能実習を行うことは認められない。

しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である（北海道内の複数の農協について実績有）。

具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指揮命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思料される。

【農林水産省】

農林水産省は、技能実習法を所管しておらず、御提案の「個人事業主と法人による共同の技能実習」の実現可否についてはお答えする立場にない。

しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である。（北海道内の複数の農協等について実績有）

具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指揮命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思料される。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(34)外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平28法89)

農業分野における団体監理型技能実習(2条4項)については、都道府県の関与等による十分な管理体制が確保されることを前提に、実習実施者となる農業協同組合等が個人農業者との間で農産物の生産に関する請負契約を締結し、当該農業協同組合等の指揮命令の下、個人農業者の圃場等で農産物生産等の実習を行いつつ、農業協同組合等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることによって、年間を通じたより効果的な技能実習が可能であることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。

(関係府省：法務省及び農林水産省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

221

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度に基づく施設監査及び確認制度に基づく確認監査の強化

提案団体

松戸市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の指導監査項目が重複する場合において、重複項目については、施設監査実施者と確認監査実施者間で協議の上、一元化できるよう明確化を求める

具体的な支障事例

○国の通知(子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号))により基本的考え方、主眼事項及び着眼点が示されたが、特定教育・保育施設等に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の内容に重複事項が多く(千葉県及び当市が定める項目では半数程度)、同じ監査項目においても監査の準備、実地指導、結果の取り纏め等を二重に行うことになり、書類作成や実地対応において事業者及び監査主体に対応に多大な負担が生じている。

○また、同通知により、施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を複数実施する場合は、同時実施が求められており、同一監査項目に対して都道府県と市町村で異なる見解を示す訳にもいかないことから、検査内容・結果の細かい部分まで都道府県と調整せざるを得なくなり、一層負担を増している。

○結果、それらに係る負担のために、監査を行うことに対して慎重にならざるを得ず、結果として、特定教育・保育施設等に対する違反疑念等の発見が遅れ、そのような施設の違反状態が長期化する要因となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○重複項目の一元化が図られることにより、重複項目について、責任の所在が明確になるとともに、監査主体の負担が軽減することにより、限られた人員の中で、監査頻度の増加や違反の疑わしい施設等に対して臨時的な監査もさらに実施できるようになる。

○確認の取消しに値するような不適切な施設が存在した場合に、速やかに不適切な事由を発見することができ、その結果を認可主体の県と共有することで、認可取消し等の行為も速やかに行うことが可能となることが期待される。

根拠法令等

- ・児童福祉法第46条
- ・学校教育法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)

- ・子ども・子育て支援法第 14 条、第 38 条
- ・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成 27 年 12 月 7 日(平成 28 年 6 月 20 日一部改正)府子本第 390 号・27 文科初第 1135 号・雇児発 1207 第 2 号)
- ・子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成 27 年 12 月 7 日府子本第 391 号・27 初幼教第 28 号・雇児保発 1207 第 1 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、川越市、海老名市、知多市、京都市、箕面市、徳島県

○認可制度に基づく施設指導監査と確認制度に基づく確認監査において重複項目について一元化されれば、実施自治体にとっても施設にとっても事務の簡素化や責任の所在の明確化に繋がると考える。

○施設監査と確認監査の所管部局が異なっており、重複する項目を二重に監査することとなっている。二重の監査の負担軽減と、責任の明確化につながる。

○監査と確認の重複の解消に繋がることは望ましいことであるため、意見に同調する。

ただし、監査と確認の間で隙間ができ、どちらの対象にもならないような項目が出ないように行うべきである。

○本市においても、同様の事例が発生しています。

確認監査及び業務管理体制監査の実施内容は、施設が適正に運営されているかの監査であり、施設監査に内包されるべきものです。それぞれの施設の認可権者が行う施設監査において監査する制度とするのが本筋です。全面的な制度の見直しが求められると考えます。

○新制度施行により市において確認指導監査を行う必要が生じているが、県が行う施設監査と確認指導監査の項目分けが明確でない。

また県と市が別に監査をすることとなると何度も監査を受けることになり事業所としては負担が大きい。

監査項目について、県と調整し、よりの確で効率的な監査を実施すべきと考える。

○本市においても、新制度幼稚園について、施設監査は県が、確認監査は市が主体となって行うこととされており、集団指導は毎年行っているが、実地指導については県と調整が図れておれず実施に踏み切れていないのが実情である。

各府省からの第 1 次回答

子ども・子育て支援新制度においては、従来の都道府県が実施する施設監査に加え、施設型給付、地域型保育給付を支払うにあたって、子ども・子育て支援法に基づく確認を行う必要があり、確認における指導監督等については、市町村に、法律に必要な限度において報告や立入、帳簿の検査をすることができる旨の規定が設けられているところ。(子ども・子育て支援法第 38 条など)

このように、「認可施設・事業に対する子ども・子育て支援法に基づく給付」と「学校教育法や児童福祉法に基づく、施設・事業認可」の 2 つの法体系に基づき監査を実施することとしており、例えば保育所の場合、児童福祉法に基づく施設監査で主に配置基準、面積基準、施設及び設備基準を、子ども・子育て支援法に基づく確認監査で利用定員に関する事項や、運営、給付に関する事項を監査することとしている。

ご指摘のとおり、都道府県が実施する施設監査と市町村が実施する確認監査の項目について重複する部分もあるが、基本的には、都道府県と市町村がそれぞれの権限・責任に基づき、適切に監査・指導を行うべきものであることから、統一的な方針として、どちらか一方に整理することは困難である(両者では実施頻度なども異なるところ)。

なお、「特定教育・保育施設等指導指針」の 2(2)留意事項において、「可能な限り、当該都道府県等が実施する認可基準等の遵守状況の確認等に関する事務と同時に実施するほか、監査の際に求める資料やその様式等について県内において統一化するなど連携を図ること」としており、監査項目も含め各都道府県内の実情に応じて効率化や負担軽減に努めることとしている。

例えば、都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査に委ねる(相手側の監査を信頼して、自らの監査は省略する)ことまで妨げるものではないため、それぞれの都道府県・市町村の実情・意向に応じて、個別に対応することは可能である。

なお、当然のことながら、それにより監査に漏れや不十分な部分が生じることはないよう、十分な注意が必要である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度で対応可能であるのであれば、都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査にゆだねることができることを明確にするよう通知の発出を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管府省からの回答が「都道府県・市町村の実情・意向に応じて、個別に対応することは可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査に委ねる（相手側の監査を信頼して、自らの監査は省略する）ことができることについて、それにより監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう十分な注意が必要であるが、実効性のあるメリハリをつけた監査となるよう周知する通知等を発出することを検討する。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

（2）学校教育法（昭22法26）、児童福祉法（昭22法164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）及び子ども・子育て支援法（平24法65）

特定教育・保育施設の施設監査（学校教育法、児童福祉法46条1項及び59条1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律19条に基づく監査等をいう。）及び確認監査（子ども・子育て支援法14条及び38条に基づく監査等をいう。）については、実施主体間で協議の上、効率的・効果的な指導監査となるよう重複する監査事項を一元化できることとし、地方公共団体に平成29年度中に通知する。

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

222

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金の申請手続き

提案団体

宇治市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金において、市町村が事業者を公募により決定する場合に、市町村で事業計画の実施に当たり、「法人が確定」していることに準ずることを条件に、事業者未定であっても、当該事業者を仮事業者として事業実施についての事前協議を可能とする。

具体的な支障事例

事業者公募を行う際、公募前に国庫補助金の内示が必要となるが、現在の交付金の事前協議のルールでは、協議段階で「法人が確定」していることが求められているため、協議参加に支障が生じている。
また、認定こども園施設整備交付金交付要綱については、要綱上、事前協議における整備計画の策定基準の中で、法人の適格性について、「役員構成や資金計画等が適正であり、健全で安定した運営が図られている法人であること」と記載されているが、事業者が決定していることが求められているのか不明確であるため、上記で求める保育所等整備交付金交付要綱の協議通知と同様の制度として頂きたい。
※「法人が確定」していることに準じることの例として、保育所又は認定こども園を運営するなど、一定の適格性が担保されている事業者から、新たな施設整備の打診を受けている場合や、議会手続きが行われているもの等が挙げられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者未定であっても、市町村内で既に保育所又は認定こども園を運営するなどして一定の適格性が担保されている事業者から新たな施設整備の相談を受けており、当該事業者の施設整備予定に基づいて市町村が整備計画を仮策定している場合は、「法人が確定」に準ずるものとみなして、事前協議への参加が可能となることで、年度途中の緊急的な施設整備が可能となる。

根拠法令等

保育所等整備交付金交付要綱
認定こども園施設整備交付金交付要綱
平成28年度保育所等整備交付金に係る協議について
平成29年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、福井市、磐田市、伊丹市、浅口市

○それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があるため、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じる。

○事前協議が柔軟に行えず、年度内の施設整備が完了できないことが想定されるため、活用しづらい仕組みである。

○必ずしも事前協議の段階で法人を確定できる場合ばかりではないので、すでに園を運営しているなど一定の適格性が担保されるならば仮事業者とすることは賛成

各府省からの第1次回答

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、事前協議に係る整備計画の「策定基準」を緩和し、事業者が確定しない段階で事前協議を行うことを可能とした場合、

- ① 交付対象として適切な事業者であるかの確認ができないこと
- ② 事業の確実な実施が担保できず、適切な執行管理ができないこと

から、緩和することは困難である。

なお、これらの交付金については、①事前に年間スケジュールを示すとともに、②複数回の内示を行うこととしており、市町村の整備計画にあわせてきめ細かな対応をとっているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市においては、保育所・認定こども園・地域型保育施設を新設する場合に、事業者決定の公平性や決定過程の透明性を確保するために、公募による事業者決定を行っており、公募前に、事業者に対する施設整備補助の予算が成立していることを条件として、当該公募を行うことが可能となります。

当初予算を根拠として公募を行う場合は、交付金のスケジュールの関係上、予算の成立時期が交付金の内示前となるため、公募による事業者決定の後に事前協議を行い、交付金の内示をいただくことは可能ですが、補正予算を根拠として公募を行う場合は、当該補正予算の要求段階で交付金の内示を得て、財源を確保していることが条件となるため、公募を行う前に事前協議を行い、交付金の内示をいただく必要があり、国の手順と逆行することとなります。

今後の事業者決定において、公募以外の方法を選択することは困難な状況であるため、国の手順が現状のままであれば、本市においては補正予算による緊急的な保育所等の新設ができないこととなります。今後も、緊急的な施設整備等のために補正予算による対応が必要となるケースは発生すると思われるので、保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金の事前協議において、本市の提案どおり、事業者が決定していることに準ずる状態であれば、事前協議への参加を認めていただきたく、再度のご検討をお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【磐田市】
○想定される懸念事項を解消できる「法人が確定していることに準じる条件」の検討をしていただきたい。

【福島県】
事業者未定であっても、市町村内で既に保育所又は認定こども園を運営するなどしている実績があれば一定の適格性が担保されると考えるので、円滑な施設整備を行うのに有効であるため、制度改正を要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

○ 法人から新たな施設整備の打診を受けている段階等、事業者が確定しない段階で事前協議を行うことを可能とした場合、適切な事業者かの確認や事業の確実な実施の担保ができないことから、緩和をすることは困難である。

○ それぞれの市町村の実情に応じた時期に事前協議が出せるよう、年間複数回の内示を行うとともに、年間の申請スケジュールを年度当初に周知すること等については引き続き取り組んでいきたい。

6【厚生労働省】

(8)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金

認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、以下のとおりとする。

・申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等、地方公共団体が円滑に手続きを行える方策について検討し、平成29年度中に通知する。

(関係府省:文部科学省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

233

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

介護福祉士修学資金等貸付制度の見直し

提案団体

京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護福祉士修学資金等貸付制度の各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする

具体的な支障事例

介護福祉士修学資金等貸付制度については、4つの事業区分に分けて配分されるため、特に推進を図っていき
たい事業に対して重点的に配分する等の裁量がない。
京都府としては、継続的に介護福祉士を輩出していくために、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の推
進に特に重きを置きたいと考えている。
地域ごとの事業のニーズを踏まえ、より必要性の高い事業を実施するため、都道府県の裁量により、各事業区
分間の配分額を調整できるようにしてほしい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に応じて、各事業区分間の配分額を都道府県の裁量により、調整できようになることで、地域のニー
ズにあった事業に重点を置いて実施できるようになることで介護人材の確保と質の向上が図られるため、住民
の地域福祉の充実につながる。

根拠法令等

介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市

—

各府省からの第1次回答

○ 介護福祉士修学資金等貸付事業の中には、介護福祉士修学資金や介護福祉士実務者研修受講資金など
が含まれるが、本事業に係る補助金については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（介護福祉士修学
資金等貸付事業分）として交付しており、資金ごとの内訳を設けて交付していない。このため、現行でも実施主
体の裁量により配分可能となっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行でも実施主体の裁量により配分可能である旨を平成29年度中に地方公共団体に対して通知等により周知していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

○ 必要な周知方法を検討のうえ、平成29年度中に周知してまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(36)介護福祉士等修学資金貸付制度

介護福祉士等修学資金貸付制度については、都道府県等が各貸付事業間の配分額を調整可能であることを、都道府県に平成29年度中に周知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

236

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境の整備

提案団体

京都府、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

食糧輸入国である我が国にとって、食品ロスの削減は喫緊の課題であり、これを円滑に進める法制を整備されたい。

具体的な支障事例

食品ロス削減の方策の一つに、フードバンク等の福祉団体に対する寄付があり、諸外国では、次のような例がある。

○フランス法の例

売り場面積 400 m²以上の食品小売店の福祉団体に対する食品寄贈の義務化

食中毒や食品事故の発生が現在よりも増加しないよう、現行制度よりもきめ細やかな規定を設け、食の安心・安全を担保した上で、制度を構築し、地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境を整備されたい。

(京都府でも、食品ロス削減のため食品寄贈を促進する条例等の制定を検討しているが、食品衛生法は寄贈についても適用されるため、例えば、寄贈責任を問わないというような内容の条例を制定しても無効である。)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

消費者の安心・安全を損なわない範囲で食品寄贈を促進し、各自治体で食品ロス削減のための取組を進めることで、資源の有効利用による住民生活の向上に資する。

根拠法令等

食品衛生法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、三鷹市、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

本提案は、「食品事業者が食品を寄付する場合に、食品衛生法上の責任について免責すること」を提案するものと伺っている。

食品衛生法の目的は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることであ

り、食品事業者に対しては、寄贈によるものも含めて、食品の製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受について、清潔で衛生的に行うことを求めている。

また、健康被害の原因となる食品の流通を防止するため、寄贈も含めて、腐敗等している又は異物が混入しているといった食品等の販売等を行うことができないこととされている。

食品衛生法上の責任について、寄贈を基準として一律に免責した場合、上述の食品衛生法の目的を達成することができなくなるため、提案の実現は困難である。

【参照条文】

第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第五条 販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答について了解いたしました。なお、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するためには、寄贈も含め、食品事業者の行為を規制し、責任を明確化する必要があるところですが、食品ロス削減の観点にも配慮しつつ、食品衛生法の適切な運用を引き続きお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の実現を求める。

ただし、食品の安全性を担保する仕組みを新たに構築の上、実現すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

今回、御提案があったことを踏まえ、食品ロス削減の議論の際には、食品衛生法の目的や、当該目的を達成するためには、販売だけでなく寄贈の場合も含めて食品事業者の責任を明確にする必要があることについて、より丁寧に説明してまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

—

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

243

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

医療従事者免許に係る各種申請書様式記載事項の見直し

提案団体

群馬県、福島県、新潟県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

医療従事者免許の各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、末梢申請)に係る申請書の宛名である厚生労働大臣名の記載を廃止する。

具体的な支障事例

医療従事者(※)免許の各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、末梢申請)は、住所地の都道府県知事を経由し、厚生労働大臣に提出することとされている。

申請に使用する申請書様式は厚生労働省令で定められており、その宛名が「厚生労働大臣 ○○○○ 殿」と規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならない。

申請書の受付機関である県保健福祉事務所では、厚生労働大臣名の記載がない、または誤記を防止するため、受付窓口に大臣名を大きく記載した紙を掲示するなどして対応しているが、実際に厚生労働大臣名が空欄または誤記がある場合には、厚生労働省へ進達する際に正しい厚生労働大臣名を記載した付箋紙を申請書に貼付する等の対応を行っている。

申請書の受付件数は年間約 2,800 件にのぼり、県保健福祉事務所と申請の取りまとめ機関である県医務課(薬剤師は薬務課)のそれぞれで厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認しており、事務負担が生じている。

※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

医療従事者免許の各種申請書様式の厚生労働大臣名を廃止することで、申請者や申請書内容の確認を行う都道府県職員の事務負担を軽減することができる。

根拠法令等

医師法第2条、医師法施行令第3条、医師法施行規則第1条の3 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、岩手県、茅ヶ崎市、長野県、静岡県、愛知県、京都府、熊本市、北九州市、沖縄県

○【制度の必要性】

本市においても、厚生労働大臣名が未記入又は誤記等による訂正の必要性が生じた場合には、提案団体と同

様の方法により対応している。

本市における国免許の申請受付件数は年間約 1700 件(H28 年度実績)であり、修正等の対応も多く生じているため、業務軽減の観点から大臣名の記載廃止の必要性を感じている。

○提案県の支障事例と同様に、受付窓口において各種免許申請者に対し、厚生労働大臣名を説明すること、書類審査の際に大臣名の記載内容を確認することなどに業務上の負担が生じている。

また、各種免許申請書に厚生労働大臣名を記載する特段の理由が明示されていないこと、他の多くの申請書においては大臣名の記載が求められていないことから、当該取扱いを廃止し、業務の効率化を図る必要性が認められる。

○本県においても、医療従事者免許の各種申請を行う際に、申請書の宛名である厚生労働大臣の氏名については、記載されずに提出されるケースが多く、その都度、申請者に補正を求めている。

○厚生労働大臣の任免があった場合、申請日と厚生労働大臣名との整合性の確認に伴う事務負担がさらに増大する。

○申請書の受付機関である医療課及び保健所では、厚生労働大臣名の記載がない、または誤記を防止するため、記入例を作成して対応している。

しかし、実際に厚生労働大臣名が空欄または誤記がある場合が多く、訂正したことがわかる様に修正した上で、厚生労働省へ進達している。

申請書の受付件数は年間約 4,000 件ののぼり、厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認していることから、大きな事務負担が生じている。

○大量の申請時には確認を行うことが困難、かつ大臣が変更された場合に混乱をきたすと思われる。「厚生労働大臣 殿」であればそのようなこともないと考える。

○具体的な支障事例と同様に、申請者は大臣名を記入しなければならないため、受付窓口において大臣名を掲示し、空欄・誤記の際には申請者に確認の後、大臣名のゴム印を押印する等の対応を行っている。また、県へ進達する際には再度大臣名を含む記載内容を確認しており、事務負担が生じている。

○本県においても、医療従事者免許の各種申請の受付を保健所窓口で行っており、窓口で厚生労働大臣名を掲示する等して記載漏れ防止を図っているところである。

特に、3月末から4月上旬の新規申請時には申請件数も多く、保健所及び県所管課では記載内容の確認等作業で事務負担を生じている。

○当該業務については権限移譲に基づき、市で申請のみを受付けているため、県の取扱い件数に比べて少ない件数ではあるが、申請者の多数が申請書に大臣の氏名を記入しておらず、その都度、大臣の氏名を示し記入するよう対応しているところである。

○申請に使用する申請書様式は厚生労働省令で定められており、その宛名が「厚生労働大臣 ○○○○ 殿」と規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならないが、厚生労働大臣のみであれば記入漏れや確認事項の軽減に繋がると考える。

各府省からの第 1 次回答

医師等の医療従事者の免許申請書については、医師法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 47 号)等により様式が定められており、その様式中に、大臣名を記入する箇所を設けている。

ご要望の医療従事者の各種免許申請書における厚生労働大臣の氏名の記入を廃止することについては、省令改正により対応することを検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に向けて、積極的かつ迅速な検討をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

医師等の医療従事者の免許申請書については、医師法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 47 号)等により様式が定められており、その様式中に、大臣名を記入する箇所を設けている。

ご要望の医療従事者の各種免許申請書における厚生労働大臣の氏名の記入を廃止することについては、平成 31 年の免許申請から実施できるよう省令改正を行う。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定) 記載内容

6【厚生労働省】

(9) 医師法(昭 23 法 201)、歯科医師法(昭 23 法 202)、保健師助産師看護師法(昭 23 法 203)、診療放射線技師法(昭 26 法 226)、臨床検査技師等に関する法律(昭 33 法 76)、薬剤師法(昭 35 法 146)、理学療法士及び作業療法士法(昭 40 法 137)及び視能訓練士法(昭 46 法 64)

以下の資格の免許に係る申請の様式については、平成 30 年中に省令を改正し、厚生労働大臣の氏名の記入を廃止する。

- ・医師
- ・歯科医師
- ・保健師
- ・助産師
- ・看護師
- ・診療放射線技師
- ・臨床検査技師
- ・衛生検査技師
- ・薬剤師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

244

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

特定事業所集中減算の制度の見直し

提案団体

香川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

居宅介護支援事業に係る特定事業所集中減算の制度について、平成 27 度の介護報酬改定前の制度に戻すことを求める。

具体的な支障事例

特定事業所集中減算については、平成 27 年度の介護報酬の改定において、減算対象となる集中割合が 90% 超から 80% 超に引き下げられるとともに、対象サービスについても 3 サービスから 17 のサービスに拡大された。

この制度改正により、本県では、減算判定の対象事業所が約6倍と大幅に増えたことにより、地域の実情等も踏まえて正当な理由を総合的に判定するためのヒアリングをはじめ、事務処理に多大な労力を要しているが、結果的に減算相当と判定した事業所の数は、制度改正前後で大差がなかった。

また、県内の居宅介護支援事業所からも、判定に必要となる資料作成や指定権者のヒアリングへの対応などの事務負担が大きいこと、介護サービス事業所と医療機関との連携が必要であることや利用者から質が高いことを理由に特定の事業所を希望する場合には、一定、利用者の希望を勘案しなければならないことがあるなど、地域の実情からサービスが特定の事業所に集中することもあり、制度見直しの要望も寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現によって判定に必要となる資料作成や指定権者のヒアリングへの対応などの事務負担を大幅に削減することができるため、自治体、介護サービス事業所の負担軽減につながるものと考えられる。

根拠法令等

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 別表イ注6
厚生労働大臣が定める基準 83

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、新潟市、高山市、大津市、大阪府、島根県、徳島県、高松市

○本市においても、制度改正後の減算の判定件数は 20 倍程度増加しているにも関わらず、結果は制度改正前と大差がない状態となっており、事務処理にのみ多大な労力を要しているため、制度の見直しを求めます。

○包括支援センターが開催する事例検討会に提出している事例については、減算判定の計算から外すことができることから、事例検討会に多くの事例が提出されるため、包括支援センター等の事務負担が増大している。

○本県においても、減算判定の対象は約3.6倍に増え、事務処理量は大幅に増加した一方、結果的に減算相当と判定した事業所の数は、制度改正前後で大差はなかった。

区域内にごく少数の事業所しか存在しないサービス種別によっては、利用者の選択も限られるという県内の現状を踏まえると、介護保険法第2条第3項の趣旨を損なわない範囲で、制度の見直しを図るべきである。

○本市においても、減算判定の対象事業所が大幅に増えたことにより、地域の実情等も踏まえた正当な理由を総合的に判定するためのヒアリングをはじめ、事務処理に多大な労力を要している。

また、医療系サービスにおいては、利用者の必要な医療の特質に応じたサービス提供を図ることが重要であり、集中減算を意識しすぎて、利用者の状態や医療連携等を無視した不適切なサービス事業所への変更につながる虞れもある。

このようなことから、利用者に適したサービスの提供を図る上で、集中割合や集中減算に不適当なサービスについて精査するなど、制度を見直す必要がある。

各府省からの第1次回答

○特定事業所集中減算の見直しについては、「介護保険制度の見直しに関する意見(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会)」において、平成30年度介護報酬改定の際にあわせて検討することが適当とされたところであり、現在議論いただいているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

特定事業所集中減算の見直しについては、利用者の希望による特定事業所の選択の状況をはじめ、医療との連携などの地域の実情や自治体、介護サービス事業所の事務負担の軽減などを十分に踏まえた上で検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

特定事業所集中減算の見直しについては、社会保障審議会介護給付費分科会において現在議論いただいているところであり、平成29年度中に結論を得ることとしたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(27)介護保険法(平9法123)

(vi)居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の見直しについては、関係する審議会の意見を聴いた上で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

262

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

就職準備金の貸付対象緩和など保育士確保施策の充実

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士修学資金貸付等制度における就職準備貸付について、「離職後1年未満」等の潜在保育士へも貸付できるように制度改正する。

具体的な支障事例

保育士確保を図る保育士就職準備金貸付の貸付対象者要件が、現在「保育士登録後1年以上」かつ、「離職後1年以上」又は「勤務経験のない者」となっているため、離職後1年未満等の潜在保育士へは貸付できない制限となっており、喫緊の課題である保育士確保の目的には十分に活用できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

潜在保育士の復職を促し、保育士の確保につながる。

根拠法令等

保育士修学資金貸付等制度実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、浜松市、島本町、北九州市、大村市、沖縄県

- 本市においても、当該貸付事業を実施しているが、要件が厳しいために対象者が少ない状況であるため、要件緩和は必要であると考えます。
- 潜在保育士の復職を促し、保育士の確保につながる。

各府省からの第1次回答

就職準備金貸付では、「離職後1年以上経過」していること等を要件としているが、当該期間を短縮した場合、貸付を受けるために離職をしてしまうような保育士のモラルハザードが発生する恐れがあり、慎重に検討することが必要。まずは、現在の制度に基づき、ハローワーク等の関係機関との連携強化を図り、潜在保育士の掘り起こしを行うべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○貸付を受けるために離職をしてしまうモラルハザードの発生の恐れについては、本制度はそもそも給付ではなく、就職に当たって必要とする費用を対象とした貸付制度であり、返還の免除についても保育所等で2年間従事する必要があることから、モラルハザードとして問題化するほど、貸付を受けるためだけに安易に離職する恐れは極めて低いと考えられる。

○また、就職する者のうち離職後1年未満の者は約1割を占めている状況があるため、期間の要件緩和により、保育人材の確保につながる効果がある。

○なお、ハローワークや保育士・保育所支援センターと連携した潜在保育士の掘り起こしについては既に積極的に行っているところであるが、貸付決定は十数件と低調な状況にあるため、より活用されやすいよう要件緩和されることを提案する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

○ 就職準備金の貸付事業は、通常、本人が負担する転居が伴う場合における転居費用や申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる経費など、幅広い費用を対象にし、一定の要件の下、返還を免除するものであることや政策として、保育士の職場定着を促していることと逆行しかねないことも踏まえ、慎重に検討することが必要だと考えている。

なお、当該貸付事業の実績として、今年度の4月から7月までの4ヶ月で100件以上の貸付決定を行った県もあり、周知徹底により潜在保育士の就職支援への活用が進んでいる事例もある。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【厚生労働省】

(39)保育士修学資金貸付等制度実施要綱

保育士修学資金貸付等制度実施要綱(平28厚生労働事務次官)のうち、就職準備金貸付については、一層の活用を図るため、当該貸付制度の取組実績を公表するなどの取組を平成29年度中に行う。